

GYOSEISHOSHI HOKKAIDO

NO.
347

行政書士北海道

2022

新年



行政書士北海道 contents

2022

新春

NO.347



今号の表紙

「冬の羊蹄山」

新春号の表紙の撮影場所はニセコ町です。羊蹄山にかかる朝日が見られます。奇跡のような写真です。羊蹄山は、標高1,898mの成層火山で支笏洞爺国立公園に属し、山頂は俱知安町・喜茂別町・京極町・真狩村・ニセコ町の境をなしています。明治、大正から昭和にかけて、後方羊蹄山、マッカリヌプリ、蝦夷富士の呼び名が併存していました。大正9年発行の地形図「留寿都」では、後方羊蹄山(蝦夷富士)と記載されています。地元の俱知安町が羊蹄山への変更を求め、国土地理院の昭和44年11月発行の地形図から羊蹄山と書き換えられました。このため、現在の羊蹄山の名が定着することとなりました。



- 新年挨拶
03 北海道知事 鈴木直道
04 日本行政書士会連合会 会長 常住豊
05 北海道行政書士会 会長 宮元仁
報告
06 行政書士制度70周年記念公演
〔三遊亭円楽独演会〕が開催されました
14 7自治体合同空家無料相談会の札幌開催を終えて
15 空き家及び所有者不明土地等問題に関する取組について
16 注意 職務上請求書の取扱いについて
17 新人教育の研修資料として採用!
18 令和3年度第1回新入会員研修の実施について
19 札幌出入国在留管理局 山崎勇一氏を表敬訪問
20 令和3年度北海道地方協議会(北海道会)からの意見・要望事項
21 令和3年度全道監察広報担当者会議の報告
22 メールマガジン登録について
23 新入会員
24 令和3年度全道監察広報担当者会議アンケート
25 広報月間 各支部報告(五十音順)
26 空知支部／十勝支部／苦小牧支部／根室支部／函館支部／日高支部／室蘭支部
27 今号の小嘶広報部CORNER 理容遺産認定「旧山本理髪店」
28 行政書士制度70周年記念公演（～スタッフの一日～）
29 特別企画 第26回 北海道を守った樋口季一郎中将
30 特別企画 第27回 歴史を語る甘い証人「月寒あんぱん」
31 事務局年末年始閉局のお知らせ
32 北海道行政書士会チャンネル
33 今号の写真／表紙写真募集!
34 次号の予告
35 令和4年 新春セミナー・賀詞交歓会
36 会の動き
37 ご逝去／編集後記



みんな、あけましておめでとうございます。たくまです!!
昨年2021年は、まだまだ新型コロナウイルス感染症の拡大が続いて不安を抱えながら過ごした1年だったね。そんな中「東京オリンピック」が1年遅れで開催されたよね。オリンピックについては、賛否両論あつたけど、開催されて僕は嬉しかったよ!今年2022年は、中国の北京で冬季オリンピックが開催される予定だね。新型コロナウイルスの再拡大とか、色々問題があるよね。どうなつちやうのかな?心配だな・・・。
それとさ、心配といえば・・・昨年秋くらいから物価が上昇してるよね。今年も物価上昇が続くのかな?僕の好物のはちみつも値上げしちゃうのかな?どんぐりだけじゃ我慢できないなーついー・でもね、実は僕コロナ太りしちゃったんだ。そういう人結構いるよね。僕なんか5キロも太っちゃつたんだ。やせなくちゃと思つてから、はちみつ食べるのを我慢して、体重を減らすことにするわ。
ちゃんと運動もしなくちゃだね。今年の僕の目標は「やせること」にしようかな。心配事が多い2022年だけど、心配ばかりしてたらダメだよね。楽しいこともいっぱいあるとたくさんは願っているよ。新型コロナウイルスが今年中におさまるといいな。昨年から少しづつイベントも開催されるようになってるし。楽しい1年にしたいね!まずは、今回の「会報・ホームページ委員が調査しました!」を読んでみてね!とっても面白い記事に書いてるよ!
よろしくお願いします!



北海道知事

鈴木直道

令和4年知事年頭所感

新年明けましておめでとうございます。皆様とともに新しい年を迎えることを大変うれしく思います。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返す予断を許さない状況が続く中、感染拡大地域における外出自粛や飲食店等の営業時間短縮など様々な制限を余儀なくされ、社会経済活動に大きな影響が及びました。

この間、私としては、何よりも道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、国や市町村などと連携し、感染症への対応に最善を尽くしてまいりました。道民の皆様、事業者の方々には、長期にわたり多大なるご理解とご協力をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。

感染症との闘いが続く中にあっても、昨年は本道が有する価値が国内外で大きな注目を集めた年となりました。7月には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されたほか、8月には、札幌で開催された東京オリンピックのマラソン・競歩競技に先立つてアイヌ舞踊が披露され、世界に発信されるなど、本道固有の歴史や文化への関心が高まりました。また9月には、バーチャルでの開催ながらアジア初となつたアドベンチャートラベル・ワールドサミット2021を通じて、北海道の自然・異文化体験・アクティビティの魅力が世界に紹介されました。2023年のリアル開催内定にもつながりました。そして10月には、苫小牧市などにおいて、秋篠宮嗣同妃両殿下のオンラインによる御臨席を賜り全国

育樹祭が開催され、本道発祥の「木育」の輪を全国に広げる好機となつたところです。

また、大規模な物産展の開催が難しい中での首都圏スパーカーにおける北海道フェアの成功や、「どさんこプラザ」の羽田空港と大阪あべのハルカスへの新規出店は、発想の転換によりピンチをチャンスに変え、本道の食の魅力を最大限活かし、新たな需要獲得につながる取組となりました。

本年においても、新たな変異株への警戒を最大限に高めながら、感染拡大を抑え、再拡大への備えに万全を期すとともに、社会経済活動との両立に取り組んでまいります。医療・療養体制については、全国で2,028床の最大確保病床数を確保しているほか、それを超える事態も想定し、新たに2,214床の緊急フェーズを設けるとともに、三次医療圏すべてで宿泊療養施設を運用してまいります。また、社会経済活動の回復に向けて、ワクチン接種を円滑に進めるとともに、どうみん割をはじめとする各種需要喚起策を通じて、感染防止行動を実践しながら日常生活を取り戻していく取組を進めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、本道の搖るぎない価値を一層磨き上げながら、コロナ禍に伴う人々の考え方や行動の変化を背景に、積雪寒冷の気候や広域分散型の地域構造など、これまで本道にとってハンディとされてきた特性を新たな強みとして確立するとともに、脱炭素化

やデジタル化といった社会変革の動きを的確に捉え、ポストコロナを見据えた「攻め」の視点を持つて果敢に挑戦してまいります。

特に、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」の実現に向けては、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを活かした道内各地域の脱炭素化の取組を支援するとともに、道自身も公用車の次世代自動車化等に

より2030年までの50%削減に取り組むなど、オール北海道で目指す姿を共有します。

また、ICTやAIなどの技術を活用した未来社会「北海道Society5.0」の実現に向けては、道民の皆様の視点に立った行政サービスのデジタル化や遠隔医療・遠隔教育、スマート農林水産業など地域の実情を踏まえたデジタル化の取組を加速します。道民の皆様とともに育て、これからも本道が持続的に発展していくよう全力で取り組んでまいります。

北海道行政書士会の皆様におかれましては、行政手続がますます多様化していく中、これまで培つた豊富な経験や実績を活かされ、道民の皆様と行政との架け橋として、また、身近な問題を解決する「頼れる街の法律家」として、ご活躍されることをご期待申し上げます。

新しい年が、皆様にとりまして、新たな希望と飛躍に向けたスタートラインとなりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊



令和4年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

令和4年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

北海道行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日本行政書士会連合会の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申上げます。また、各地において、行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

昨今、我が国における新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着きを見せつつあるものの、依然として国民生活や経済社会へ深刻な影響を及ぼしています。引き続き、政府が行う各種コロナ対策支援策の浸透に向け積極的に協力してまいります。

また、デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体と密接に連携を図り、国民の権利利益の実現並びに行政に関する手続の円滑な実施に寄与してまいりたいと考えています。

具体的には、昨年来、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けて、デジタル・デバイドの解消やな

りすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境を整えること

をおかれましても、御協力方、何卒よろしくお願い申し上げます。

「そうだ、行政書士に相談しよう！」

という気運を高め、地域における身近な相談相手としての認識を深めてもらうためにも、行政書士がいち早くデジタル化に対応し、地域社会の発展を支えていく意識が肝要です。

さて、昨年、行政書士制度は70周年を迎え、10月には行政書士制度70周年記念式典を高円宮妃殿下の御来臨の栄を賜り開催することができました。高円宮妃殿下を始め御来賓の皆様、本式典に御協力いただいた全ての関係者の皆様に、改めて心から感謝申し上げます。私たち行政書士にとって、大変励みとなる式典にな

りました。行政書士制度が、これからも国民に寄り添い、国民から必要とされる存在であり続けるために、研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

また、デジタル社会の進展においては、その基盤となるマイナンバーカードの普及が必要不可欠であることをから、総務省と連携し、本年より、マイナンバーカードの取得促進事業を推進いたします。各単位会で実施する相談会や会員による顧客対応の場面において、マイナンバーカードの取得申請を勧奨し、あわせて申請支援を行つていただくことを想定しています。北海道行政書士会の皆様

最後に、この新しい年が北海道行政書士会並びに会員の皆様にとって、豊かに過ごせますよう、そして飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



北海道行政書士会 会長 宮 元仁

D X から S S S ≪Super Smart Society≫ の時代へ

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素の会務に対し、格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

約2年間5度の大波を繰々生じ、人々の営みを苦慮させたパンデミックは、日本において一見下火となつております。しかし、新型株の現出などにより、全世界では終息の吐息も現れず、人を介したサービスを担当行政書士にとって、停滞を余儀なくされている業務では回復の兆しすら捕捉されません。

ところが、そのような百年に一度の地球規模での危機的状況下であつても、社会は大転換期に舵を切り始めております。

○デジタルと行政書士

超スマート社会の中でのキーワードは「人手不足の解消」「都市集中地域格差の解消」です。建設業ではAIロボットによる建設が主体となります。運輸も自動運転定期バスシステムもまもなく発進します。またロジステック分野もGPSドローンが運用されます。このように様々な分野が変革し、人はそれらを監視するのみが業務となり、人手は不要で、都市部に集約する必要なく業務を行えます。ところが、許認可に関しては逆に申請内容の複雑化が予想されます。故に代理作成でられている)一体となりその実現に向け動き出しておりまます。北海道庁の組織にも総合政策部の中に「次世代型社会政策局」が作られ、日本のインターネットの父と呼ばれる内閣官房参与慶應義塾大学村井純教授を北海道顧問に迎え「誰ひとり取り残さないデジタル化(Society 5.0)」

に向けて発進いたしました。

その次世代型社会政策局では、デジタルトランスフォーメーション推進課、情報政策課が置かれました。特に情報政策課では、既に岩手県等で運用されておりましたが、マイナンバーカードを利用して、高齢者や遠隔地の方がスマート(ケーブル)テレビを繋いで自宅から行政サービス、健康管理(薬の処方等)、電子母子手帳など様々なトランスマーケーションが、実施に向け動き出しております。

さて、本会といたしましては、国(内閣府)→総務省等→日行連→北海道会と一元的に繋がる形にて、その方向性を見極めてまいります。新設の終活業務対応委員会をはじめ、各専門委員会にデジタルを紐付けし、近日予定される、各種許認可申請の電子化、電子車検証・車庫証明、電子委任状等々、個別具体的に対応を進める所存です。逆に、それらに追随できずデジタル・デバイド(情報格差)に陥り、社会の変革に対応できなければ、行政書士の存在価値が社会から下落される可能性も大いにあります。

○官・学からのDX(デジタルトランスフォーメーション)
その未来社会を国は「Society 5.0」として人、その未来社会を国は「Society 5.0」として人類の進歩の第一段階を狩猟社会、第二段階を農耕社会第三段階を工業社会、第四段階を情報社会、そして来るべく次世代(第五段階)を超スマート(高度機能社会)(Super Smart Society)として、官・学・民間(行政書士も求められている)一体となりその実現に向け動き出しております。北海道庁の組織にも総合政策部の中に「次世代型社会政策局」が作られ、日本のインターネットの父と呼ばれる内閣官房参与慶應義塾大学村井純教授を北海道顧問に迎え「誰ひとり取り残さないデジタル化(Society 5.0)」

請書を書かずにロボット(AI・OCR使用)による自動

届け出(RPAと言う)が既に東京都足立区などで行われ、相当の効果を上げております。これらデジタル申請の流れの中で、行政書士は申請代理人としての法的根拠を明確に整備するとともに、存在価値を広く知らしめる必要があります。また、役所がデジタル申請に移行した場合、そのデジタルシステムの中に、行政書士が如何に入り込めるかも、今後の業務独占維持の鍵となるでしょう。



行政書士制度70周年記念公演

「三遊亭円楽独演会」が開催されました

北海道行政書士会は、令和3年11月24日(水)、午後5時45分より、共済ホール(札幌市中央区北4条西1丁目1 共済ビル6階)において、落語家の三遊亭円楽師匠をお招きし「行政書士制度70周年記念公演『三遊亭円楽独演会』を開催しました。

コロナウイルス対策を万全にとり、行政書士、一般募集来場者等約600名を集め、盛大な記念公演となりました。

深藍色の着物姿の当会の宮元会長から「行政書士制度70周年を迎えて」の挨拶と共に行政書士業務について説明がありました。

前座の三遊亭楽大師匠の漸で幕を開け、古典落語の「粗忽の釘」を軽妙な語り口でご披露いただきました。

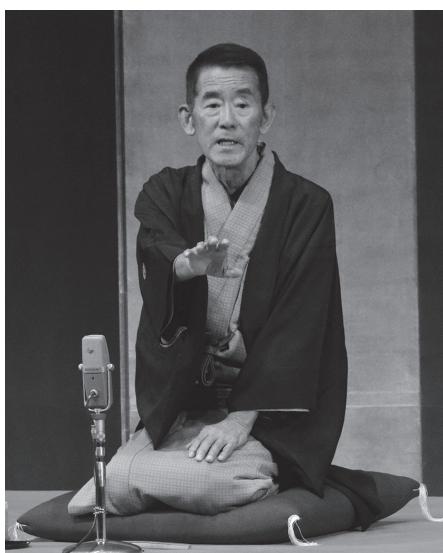
三遊亭円楽師匠の演目は、行政書士の始まりと言われる代書屋を題材にした「代書屋(天野幸夫伝)」。近時の師匠ご自身の健康状態、先代三遊亭圓楽師匠の思い出、林家木久扇師匠とのこぼれ話、日曜の長寿番組の面々との絡み等から話は自然に「代書屋(天野幸夫伝)」漸に入つておりました。お茶の飲み方、間の取り方といった所作の一つ一つに見入つてしまい、あつという間の時間が流れていきました。すべてに耳に心地よく、いつの間にか笑っていたのは、そこには長い時間に培われた師匠の落語に対する深い愛情と尊敬の念が感じられたからではないでしょうか。

花束贈呈の際のちよつとしたアクシデントも皆様の笑いを誘い、ご来場いただいた方に出口で記念品をお渡した最後まで和やかな記念公演となりました。また、お見送りしていた着物姿の宮元会長に一般ご来場者が「ありがとうございました」と

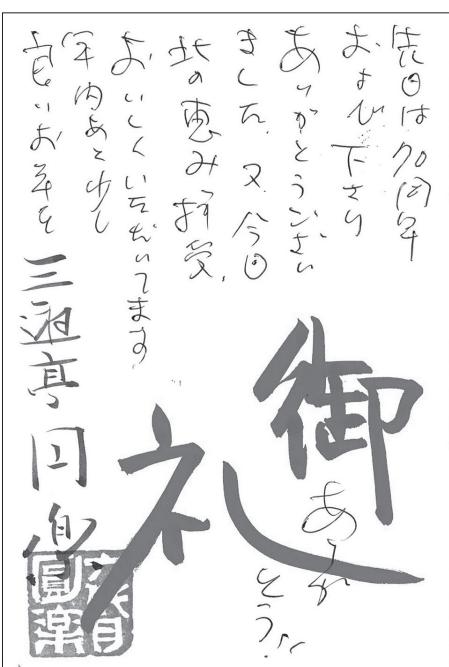
礼を言いたい」と握手を求め、会長も笑顔でそれに応えていた場面があり、皆様に喜んで頂けたことを実感いたしました。

一般の方々にも、行政書士の存在を認識していただけた機会になりました。

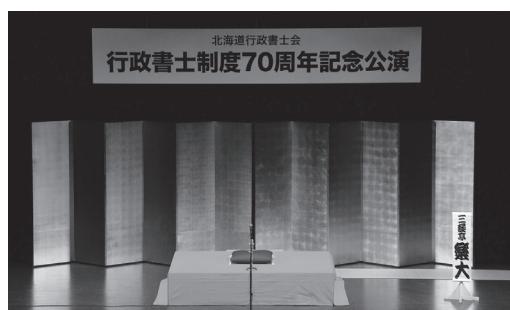
前座の三遊亭楽大師匠



高座で落語をする三遊亭円楽師匠



後日、円楽師匠から御礼状を頂きました



満員の客席

会報・ホームページ委員が調査しました!



樋口季一郎中将
(樋口隆一氏提供)

北海道を守つた樋口季一郎中将

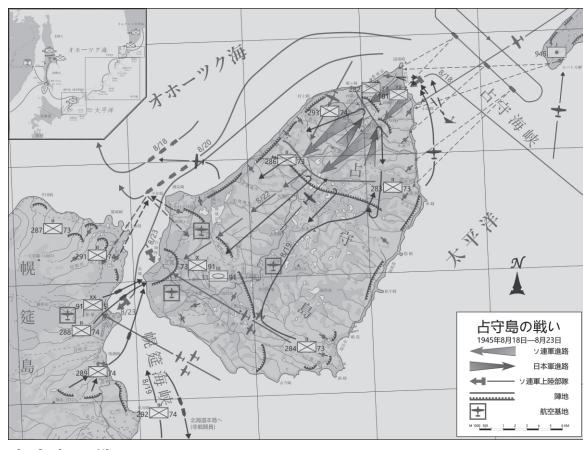
今回の特集記事では、樋口季一郎中将を特集します。札幌市豊平区月寒、ハローワーク札幌東や札幌南税務署からほど近い一角に、小高い木々に囲まれた赤レンガ造りの瀟洒な洋館が建っています。なんの建物なのだろうと以前から気になっていたところ、洋館の歴史を探っていくうちに樋口季一郎中将という人物にたどり着きました。「命のビザ」として有名な杉原千畝氏のこととはよく知られていますが、樋口季一郎中将のことはあまり知られていません。ユダヤ難民を救い、北海道を守った陸軍中将について、少しでも興味を持っていただく機会になればと思います。



断乎、反撃に転じ、上陸軍を粉碎せよ

昭和20年8月18日午前2時頃、占守島(しゅむしゅとう)の竹田浜沖に、2隻の駆逐艦と海防艦の援護射撃のなか、輸送船14隻が約8,800名のソビエト連邦の兵士を乗せて現れ、奇襲攻撃を開始しました。

占守島は千島列島の最北端に位置する国境の島であり、全長約25キロメートル、幅は約12.6キロメートル、周囲約64キロメートルの橜円形の島で、面積は約385平方キロメートル。沖縄本島の3分の1弱ほどの大きさです。占守海峡を挟んでロシア(当時ソビエト連邦、以下「ソ連」)のカムチャツカ半島が広がります。明治8年(1875年)にロシアとの樺太・千島交換条約により、得撫島(うるつppとう)から占守島までを日本領とし、樺太をロシアの領土とすることになりました。その後日露戦争に勝利した日本はポーツマス条約により樺太の南半分を獲得することになります。



占守島の戦い

占守島の北側に竹田浜という島で唯一の広い砂浜があり、大本営はアメリカ軍が上陸してくるのは竹田浜からになると予想して、砲台や陣地を築いていました。ソ連軍が上陸したとき、北千島を守る日本軍は第91師団の将兵約23,000人、しかしながらその大部分は占守島の南側の幌筵島(ぱらむしるとう／ほろむしろとう)に配備されており、占守島にいたのは約8,500人のみでした。

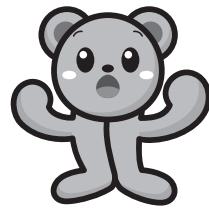
昭和20年8月14日午後11時、終戦の詔書が発布、日本はポツダム宣言を受諾し、翌日15日正午、天皇陛下が国民に対して終戦したことを発表します。大本営は18日午後4時をもって、自衛のための戦闘を含め一切の戦闘行動を停止することを徹底するように命令しました。占守島の日本軍は武装解除に向けて戦車から戦車砲や無線機を外し、弾薬の信管を抜き、燃料の入ったドラム缶を地下陣地に埋め、戦車を海中に投棄する準備を整えているところでした。兵士たちは家に帰れる喜びを胸に、戦闘の緊張感から解放されていた頃であろう想像されます。そのような夜、ソ連軍は竹田浜にまず150発ほどの砲弾を撃ち込み、奇襲攻撃を開始したのです。

特別企画バッケンバーはコチラ



会報・ホームページ委員 藤永 誠一郎

当初、竹田浜の北、国端崎(こくたんざき)監視哨からの報告を聞いた将兵の多くは、アメリカ軍が上陸してきたと思ったと言います。やがてすさまじい艦砲射撃のもと、8,800人のソ連兵が竹田浜に殺到。状況を伝える電文は、第五方面軍司令部(札幌)まですぐに届きます。北千島を守っていた第91師団を率いる司令官の樋口季一郎中将(以下敬称略、「樋口」とします)は、大本営の、この日の午後4時をもって戦闘行動を完全に停止するという指示を考慮に入れながらも、第91師団に対して打電します。



「断乎、反撃に転じ、上陸軍を粉碎せよ」

樋口はロシア通であり、ロシア(ソ連)の考え方をよく研究していました。ソ連は8月8日に日ソ中立条約を一方的に破棄して日本に対して宣戦布告をし、9日には北満州、朝鮮北部、樺太への侵攻を開始しています。各地で行われたソ連兵による、武装解除した日本兵や逃げようとする民間人への暴力、残虐行為についても、樋口は知っていました。もしここで日本軍が戦わなければソ連軍は一気に千島を南下し北海道まで攻め入り、地上戦となるであろう。そのような事態はなんとしても防がなければならない。終戦のための準備を進めていた占守島の日本兵は、敢然とソ連兵に立ち向かっていきました。

それまで一般の日本国民が名前も聞いたこともないような辺境の島である占守島において、激しい戦闘が繰り広げられたことは、北海道民にもあまり知られていません。ソ連のスターリンは、釧路と留萌を結ぶ線の東側をソ連の占領地とすることをトルーマン米国大統領に要求していました(トルーマンはそれを拒否)。占守島は一日で占領し、そのまま兵士を南下させ、一気に北海道東部を占領、さらには東北の一部と東京都の半分を保障占領する予定でした。

敢然と戦った第91師団の将兵たちは、何度もソ連軍に占守島深部まで押し込まれそうになりながらも押し返し、戦闘を優位に保ったまま、22日にソ連軍との間で停戦を合意し、戦闘では優位にたちながらも武装解除を行いました。ソ連軍は多大な損害を出し、スターリンは北海道への侵攻を諦めたといいます。もし樋口が大本営の指示に従って武器を捨て、ソ連軍への反撃を行うように命令をしなければ北海道はどうなっていたのでしょうか。北海道はロシア領となり、日本もドイツと同様東西に分断したままだったかもしれません。

占守島における戦闘での死傷者は、日本側の推定によれば、日本軍の死傷者約600名、ソ連軍の死傷者は約3,000名。ただし、武装解除後、戦死者の確認や収容を認められないまま、将兵たちの多くはシベリア等へ抑留されることになります。そのため、死傷者の正確な数はつかめないです。



出生からオトポール事件まで

樋口は1888年(明治21年)8月20日、淡路島の阿万村(現在の南あわじ市)で生まれました。1905年(明治38年)9月1日には東京市ヶ谷の中央幼年学校(後の士官学校予科)へと進学、いわゆる士官候補生となります。同期生には石原莞爾がおり、後々まで親交を結ぶことになります。1907年(明治40年)5月に中央幼年学校を卒業。1909年(明治42年)、樋口は第21期として陸軍士官学校を卒業し、結婚後、陸軍大学校へ入学、陸軍幹部への道を進み始めます。

1919年(大正8年)12月にはウラジオストック派遺軍司令部付の辞令を受け、その後ハバロフスク特務機関長などを経て、ポーランド駐在武官となります。駐在武官としてのワルシャワでの生活は3年に及び、幅広い人脈を築きます。ポーランドから帰国後は中国・青島への派遣などがあり、1937年(昭和12年)8月8日、樋口は陸軍省よりふたつの辞令を受けます。ひとつは大佐から少将への昇進、もうひとつは、関東軍司令部付としてハルビン特務機関長への就任の辞令です。この辞令が、「オトポール事件」へとつながる人事となります。



オトポール事件：ヒグチルート (樋口季一郎記念館提供)

オトポール事件とは、1938年（昭和13年）3月、ナチスの弾圧から逃れてきたユダヤ人の避難民が、ソ連と満州の国境近くの駅であるオトポールに足止めされ、零下数十度という吹雪のなか命の危険にさらされていたところ、樋口が奔走して特別列車を手配させ、ユダヤ人避難民を救出した事件です。

当時のソ連政府はナチスドイツに配慮して、ユダヤ人避難民に対して領土の通過ビザは発給しましたが滞在は拒否していました。シベリア鉄道の貨車に乗って大挙して逃れてきたユダヤ避難民の人々は、対ドイツに気兼ねしてビザ発行をしぶる満州国に入国ができず、食料も尽き、凍死や餓死寸前のなかにいたのです。ハルビンのユダヤ人協会会長のアブラハム・カウフマン博士からユダヤ人避難民の窮状を知った樋口は、満州国に対して救出を指示しました。樋口はそのとき、職を解かれることも覚悟していたようです。樋口は満州国外交部への働きかけとともに南満州鉄道の松岡洋右総裁へ電話をして特別列車を要請、救援のための13便の特別列車が救援列車として出動しました。それから二日後、多くの避難民を乗せた救援列車がハルビンに到着し、避難民全員がハルビンの病院などに収容されました。

ドイツ政府は樋口のこの措置に反発し、日本政府に対して公式に抗議書が届けられました。樋口の独断といえる行動は関東軍内部でも問題となりましたが、当時の関東軍司令官である植田謙吉大将に対し、樋口は自分の考えをしたためた文書を郵送します。

「満州国は日本の属国でもないし、いわんやドイツの属国でもないはずである。たとえドイツが日本の盟邦であり、ユダヤ民族抹殺がドイツの国策であっても、人道に反するドイツの処置に屈するわけにはいかない。（一部抜粋）」

この書簡は再び軍司令部内で問題となり、軍司令部に出頭した樋口は東条英機参謀長と会い、そのときに言い放った言葉が現在でも語り草となっています。

「参謀長、ヒトラーのお先棒を担いで弱い者いじめをすることを正しいと思われますか？」

東条は樋口に懲罰を課すことをせず、植田大将も樋口の行動を理解し、軍司令部内での樋口に対して懲罰を求める声はやがてなくなりました。

樋口が指導したことによって発給されたビザにより、諸説ありますが最終的に2万るものユダヤ人避難民が救出されることになりました。そのうちの多くが上海などを経由してアメリカに逃れたといいます。この「ヒグチ・ルート」は1941年（昭和16年）6月に独ソ戦が始まるまで有効であったようで、その3年の間に数多くのユダヤ人が逃れていったとのことです。



戦後の樋口季一郎

終戦後、樋口が使用していた月寒の官邸は進駐軍に接収されることになり、樋口は官邸を出て、復員監として半年ほどの期間、将兵たちの復員業務に携わります。1946年（昭和21年）の春には復員監の職も解かれ、樋口と家族は小樽郊外の朝里にあった知人の社宅へと移り、新たな生活を始めました。樋口家の生活ぶりはがらりと変わり、恩給もない困窮生活となり、大変な苦労を重ねています。

樋口家がそのような耐乏生活を送るなか、札幌駐屯のアメリカ軍CIC隊長のジム・キャッスルが樋口のもとを複数回訪れ、調査をしています。調査というのは、樋口が率いていた第五方面軍が、アメリカ軍の捕虜（約1,600人）に対しどのような処遇を行っていたかというものでした。調査を進めるうち、一切不正や虐待等はなく公正に捕虜を扱っていたことが判明し、アメリカ軍内での樋口の評価は高まっていきます。ジム・キャッスルは樋口を「あなたは偉大なる人道主義者である」とまで言い、樋口を高額で特別顧問に雇いたいと申し出たほどでしたが、樋口はそれを断っています。

朝里での生活を送るなか、水面下で樋口に危機が近づいていました。ソ連極東軍が樋口を「戦犯」とし、連合軍総司令部に引き渡しを要求してきたのです。しかし、マッカーサーはそれを拒否しただけでなく、「ヒグチは人道主義者である」と擁護したのです。実は、マッカーサーのその行動の裏には、ニューヨークの世界ユダヤ会議の動きがありました。満州で樋口に命を救われたユダヤ難民の人たちが声をあげ、アメリカ国防総省に対してソ連の要求を断るように強く働きかけたのです。水面下でそのようなことがあります、命を救われたことを、樋口はそのときは知りませんでした。



札幌護国神社境内：北千島の慰靈碑



札幌護国神社境内：アツ島玉碎の碑

1947年（昭和22年）12月まで樋口家は朝里で暮らし、その後は宮崎県小林市に転居します。結局、恩給が出るようになったのは、終戦から10年以上経ってからでした。

札幌の護国神社の境内の一角に、「アツ島玉碎 雄魂之碑」が建っています。1968年（昭和43年）、この碑の除幕式が行われ、樋口も参加しています。アツ島は日本軍初の「玉碎」があった島であり、樋口はそのときの司令官でした。樋口は、日本軍初の玉碎戦の司令官という汚名を背負うことになりました。大本営の方針に従わざるを得なかつたとはいえ、樋口は自らの命のもと、玉碎をさせることとなってしまったアツ島の将兵たちのことを忘れるることはできませんでした。アツ島の玉碎と引き換

えのような形で、キスカ島の奇跡的な完全撤退が遂行されることになります。

樋口は晩年、東京都文京区の自宅で静かに余生を送り、1970年（昭和45年）10月11日に息を引き取ります。自室に飾られたアツ島を描いた絵の前で、毎朝、死んでいった部下たちの冥福を祈っていたといいます。享年82歳でした。



つきさっぷ郷土資料館

札幌市の月寒に、北部軍司令官官邸であつたレンガ造りの2階建ての洋館が大事に残されています。官邸の裏には樋口も住んでいた木造平屋の住まいがありました。こちらはすでに取り壊されてしまっています。戦後は進駐軍に接収されていましたが、昭和25年から昭和58年までの間、北海道大学の月寒学寮として使用されていました。その後寮は閉寮となり、この建物は札幌市が国から譲り受けことになります。そして昭和60年からは、月寒町内会連合会が札幌市と協定を結び、「つきさっぷ郷土資料館」として無料で一般公開されています。運営は秋元靖巳館長をはじめとして、すべて運営部員がボランティアで行っています。

展示資料は約4千点あり、農耕・林業、生活、旧軍隊、古文書の4部門に分けて展示されています。樋口が実際に着用していた軍服も飾られていますが、その軍服に勲章はついていません。戦後、樋口は自ら勲章を取り外したと言います。司令官としてのけじめのひとつであったのかと想像されます。建物の優美さと資料の豊富さは一見の価値ありかと思われます。



つきさっぷ郷土資料館 展示品



[つきさっぷ郷土資料館]

札幌市豊平区月寒東2条2丁目3-9

電話番号 011-854-6430

開館日（4月～11月）毎週水曜日・土曜日 午前10時～午後4時

※開館日等は新型コロナウイルスの感染状況によって変わる可能性があります。

つきさっぷ郷土資料館 外観





樋口季一郎記念館

石狩市高岡・五の沢地区に、「樋口季一郎記念館」があります。2020年(令和2年)9月15日に開館しました。記念館は1910年(明治43年)に建てられた旧山谷農家住宅を再生した宿である、古民家の宿「Solii」敷地内にある札幌軟石の蔵を利用して開設されています。樋口季一郎が使用していた執務机をはじめ、樋口の功績や生活に関わる資料や、孫の樋口隆一氏とハルビンの生存者の子息が対面したときの写真など、説明パネルを読み進めていくと樋口の足跡をたどることができます。

記念館の江崎幹夫館長は一般社団法人北海道古民家再生協会の理事長もされており、北海道の地に、樋口季一郎の情報を発信する場として、樋口隆一氏や自衛隊のご協力のもと、記念館の運営と維持に尽力されています。小さな記念館ではありますが、多くの人が訪れているようで、開館から約1年後、2021年(令和3年)10月には見学者が1,000名に達しました。なお、樋口季一郎の出身地である淡路島と北海道の2箇所に銅像を建立する計画が進められています。詳細は「樋口季一郎中将顕彰会(電話番号03-3262-5226)」まで。



樋口季一郎記念館 内観 右奥の机は樋口季一郎の執務机(樋口季一郎記念館提供)



樋口季一郎記念館

石狩市八幡町高岡103-3
電話番号 090-9755-8058
開館日 木曜日～日曜日 午前11時～午後3時
冬季12月～3月は予約制
大人(高校生以上) 500円、中学生以下無料

樋口季一郎記念館 外観

古民家の宿Solii

2019年(令和元年)10月24日におこなわれました。北海道の田園風景のなかに佇む古民家の宿です。「yama(母屋を改築)」と「tani(納屋を改築)」の二棟がそれぞれ宿泊できるようになっており、地元食材を使った石狩鍋など四季折々のお食事をいただけます。「樋口季一郎記念館」と合わせてどうぞ。

石狩市八幡町高岡103-3
電話番号 080-3234-1387
E-mail : solii.ishikari@gmail.com



樋口季一郎記念館 古民家の宿Solii
(左の蔵が記念館。右側2棟が古民家の宿Solii)

【参考文献】
「陸軍中将 樋口季一郎の遺訓 ユダヤ難民と北海道を救った將軍」 樋口隆一 編著 勉誠出版
「指揮官の攻防 満州とアツツの將軍 樋口季一郎」 早坂隆 文春新書
「ユダヤ難民を救った男 樋口季一郎・伝」 木内是壽 アジア文化社
「北海道を守った占守島の戦い」 上原卓 祥伝社新書

札幌市民に昔から親しまれてきた、あんぱんという名の和菓子「月寒あんぱん」。今回はこの「月寒あんぱん」を製造販売している株式会社ほんまの5代目社長、本間 幹英氏と、営業本部長の伊藤 功氏にお話を伺いました。



本間幹英社長



北海道札幌市で誕生して115年

明治7年、東京・木村屋の「桜あんぱん」の大ヒットを噂で聞き、陸軍に菓子を販売していた大沼甚三郎氏がその「あんぱん」を自分なりに作ってみようと、材料の配合やレシピなどが分からぬまま、想像だけで月餅のようなまんじゅうを作り上げました。

陸軍の兵士達は毎日、訓練や農作業等の厳しい肉体労働をしているため、お腹にたまる甘くてずっしりしたものが欲しい、という軍隊からの要望もあって開発されたようです。

その製法を指南された一人、本間与三郎氏が、1906年(明治39年)に月寒村にて「大原屋本間商店」を創業し「元祖月寒あんぱん」の製造販売を開始したのがはじまりです。

当時月寒は陸軍の町で、道内最大の軍隊、歩兵第25連隊が置かれていました。明治44年、陸軍歩兵第25連隊と住民が協力してつくった平岸から月寒に抜ける道路は「アンパン道路」と呼ばれていますが、これは豊平町が軍に毎日ひとり5個のあんぱんを提供したことに由来しています。



月寒あんぱん 北部軍司令官であった樋口季一郎氏も食べたはず(?)



昭和17年頃の工場風景

旧陸軍北部軍司令官邸で、旧歩兵第25連隊をはじめ旧陸軍資料が多く展示されている、つきさつپ資料館にも、月寒あんぱん(当時の呼称はつきさつپあんぱん)やあんぱんの型押しが展示されています。

太平洋戦争にともなう物資不足により、あんぱんの製造も一時は途絶えましたが、戦後、大原屋本間商店のみがあんぱんの製造を再開し、今年で月寒あんぱんの誕生から、115周年を迎えました。



ゴールデンカムイとのコラボ

月寒あんぱんは、アイヌの金塊を巡る冒険漫画「ゴールデンカムイ」の中にも登場します。漫画の中で描かれている、明治末期に歩兵第25連隊で配られた月寒あんぱんは、現在の月寒あんぱんよりもひとまわり大きなものです。月寒あんぱん【復刻版】として商品化されており、委員も試してみましたが、皮がしっとりしていて、現在のものとは一味違う新鮮な印象でした。

月寒あんぱんが「ゴールデンカムイ」に登場していることを知った本間社長は、自社の商品は歴史中のひとつなのだと理解されたそうです。そして全国のゴールデンカムイファンの方々からの熱い期待に応え、2021年4月にコラボ商品の発売に至りました。



左：現在の月寒あんぱん 右：復刻版



ゴールデンカムイとのコラボ商品

歴史を語る甘い証人「月寒あんぱん」

会報・ホームページ委員が調査しました!

特別企画バッケンバーはコチラ





ツキサップあんぱん

月寒あんぱんは発売当初、アイヌ語由来の地名「ツキサップ」がついた「つきさつぱん」として親しまれてきました。漫画「ゴールデンカムイ」の作中でも、「つきさつぱん」と呼ばれています。この呼び名を生かしたいという思いがもともと本間社長の中にはありました。そこで、ウポポイ（民族共生象徴空間）の誕生に合わせ、アイヌ民族の主食のひとつであるくるみをいれた「くるみあん」と明治時代から続く伝統の味「小豆こしあん」の2つの味の「ツキサップあんぱん」が商品化されました。

「ツキサップあんぱん」のパッケージはアイヌの儀式で使用される「花ござ」の文様をイメージしており、アイヌ民族にルーツをもつ石上光太郎氏のデザインです。



ツキサップあんぱん



原材料へのこだわり

月寒あんぱんに使用されている小豆も小麦粉も北海道産です。百年前から当たり前のように北海道産を使ってきました。当たり前だと思っていたのでこれまで原材料のアピールもしてこなかったそうです。

月寒あんぱんの原材料の表示を見てみると、こしあん（小豆（北海道産）、砂糖・・・と書かれています。原材料は、使用重量の多い順に表示するという決まりがあります。あんこを使用した商品の原材料は、「砂糖」が一番目に記載されている商品が多い中、月寒あんぱんは小豆が一番目に記載されています。月寒あんぱんのしっかりとした小豆の味はここに理由があるようです。



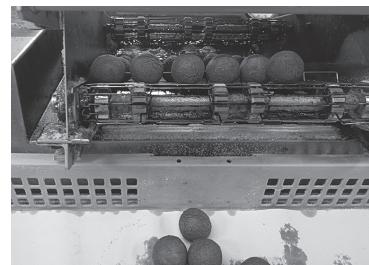
恵庭工場見学

2013年11月、札幌市月寒から、水がきれいで交通の便の良い北海道恵庭市に工場を移転しました。今回はこの恵庭工場の見学もさせていただきました。

白衣と帽子を装着して専用の靴に履き替え、手洗い消毒し、衣服に付着したほこりを除去して工場の中へと入ってきました。

あんぱんとドーナツの機械が動いており、ころんとした丸いあんぱんの生地が、平べったい月寒あんぱんになっていく様子、フライヤーの中から揚がったドーナツがころころと出てくる様子にすっかり魅了されました。

最後に、ご多忙の中、快く取材に応じていただいた本間社長と、伊藤営業本部長に心よりお礼を申し上げます。



フライヤーから出てきた月寒ドーナツ



会社紹介

【月寒あんぱん本舗 総本店】

札幌市豊平区月寒中央通8丁目1-10

月寒中央ビル1階

TEL 011-851-0817

営業時間9:00~19:00(1月1・2・3日休業)

【株式会社ほんま 恵庭工場】

北海道恵庭市戸磯368番4

TEL 0123-21-8005

FAX 0123-21-8006

恵庭工場



7自治体合同空家無料相談会の札幌開催を終えて

令和3年10月30日(土)に、札幌市、北見市、深川市、当別町、岩内町、当麻町、美幌町の計7自治体参加の合同無料相談会(札幌市)を、北洋銀行のご協力を得て、同行本店4Fセミナーホールにて開催しました。

これはほぼ一年前の令和2年9月に行われ、相談者の方々から大変ご好評をいたしました夕張市・当麻町合同の札幌開催無料相談会の拡大版として企画されたもので、一時はコロナ禍の「緊急事態宣言」に伴い開催が危ぶまれておりましたが、一度の延期を経た後、宣言が解除されたことにより、何とか開催することができました。なお、夕張市、栗山町、由仁町の1市2町による合同無料相談会(札幌市にて開催)の企画もありましたが、こちらの方は宣言解除のタイミングの問題で、今年度はやむなく中止となつております。

相談会の札幌開催は、過去の夕張市における相談会の参加者のご意見等から生まれました。通常、各自治体の地元での相談会が基本であるところ、各地域の不動産の現在の所有者または相続人の多くが札幌市またはその近郊にお住まい、札幌開催の方が参加しやすいというお声を踏まえたもので、結果として、想像以上の効果が見られた点は大変良かったと思います。

今回も、当日までの事前予約は30組にも及び、その相談内容として、本会が担当した6組の相続の他、売



対応する委員

買、解体、無償譲渡、家財整理・不用品整理等多岐に渡りました。参加団体それぞれが個別のブースにて相談に対応し、各担当者が丁寧な説明を心がけ、相談者も真剣な面持ちで耳を傾けていました。相談者からは、「相談して良かった」との声も多数聞かれるなど好評を博し、事後的な対応の他、予防法務的な啓発にもつながる一定の成果があつたものと想います。

当委員会といたしましては、これからも相談者らのニーズを的確に把握し、地域に密着した形で各自治体をサポートし、少しでも空き家及び所有者不明の土地問題の解消につながるように、そして行政書士の職域拡大に少しでも貢献できるように取り組んで参ります。その為には、支部及び会員の皆様のご協力が不可欠ですので、今後とも、お力添えよろしくお願いいたします。



北洋銀行相談会の様子

【相談会詳細】

開催日時／令和3年10月30日(土) 10:00～14:00

開催場所／北洋銀行本店4Fセミナーホール

参加自治体／札幌市、北見市、深川市、当別町、岩内町、当麻町、美幌町

参加団体／北海道行政書士会、全日本不動産協会、北海道宅地建物取引業協会、

0円都市開発合同会社、株式会社ネクステップ、北洋銀行

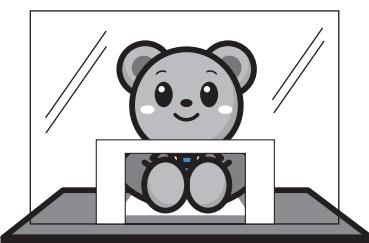
本会参加者／嶋田不二雄業務部長 大井義信空家等対策委員長

所村武彦同委員会副委員長 澤田淳一同委員会委員

佐藤聰同委員会委員 鈴木千逸同委員会委員

【空家等対策委員会の主な活動、今年度の実績及び今後の予定】

- 令和3年 7月 2日 栗山町合同空家無料相談会(栗山町、全日本不動産協会)
- 令和3年 7月 3日 由仁町セミナー「空き家の現状・利活用・相続・処分について」及び空き家無料相談会(共に北海道行政書士会空知支部対応)
- 令和3年 7月 29日 釧路市と「空き家等の対策に関する協定書」締結
- 令和3年 9月 9日 夕張市長及び栗山町長表敬訪問と意見交換
- 国交省主催：北海道所有者不明土地連携協議会の講習会に講師派遣
- 令和3年10月19日 旭川会場 佐藤聰委員



空き家及び所有者不明土地等問題に関する取組について

～北海道所有者不明土地連携協議会との連携～

日頃、業務部空家等対策委員会の活動にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、適切な管理が行われていない空き家や所有者不明土地等が全国に多数存在し、治安や景観の悪化、防災の低下や良好な街並み維持への支障など社会問題化しており、国はもちろん都道府県や各市町村、関係機関等も解決に向けて、日々取組を進めています。当委員会でもこれら諸問題に対し、行政書士にできる範囲内で積極的に取り組んでいるところです。

そうした活動の一環として、令和2年、本会も参加している北海道所有者不明土地連携協議会の事務局である北海道開発局開発管理部用地課（以下「開発局」）より当委員会に対して、空き家及び所有者不明土地問題をテーマとする同協議会主催の講習会への講師派遣の打診があり、お引き受けしました。札幌、函館、旭川、帯広の4カ所の会場において、当委員会委員が講師となり無事に終了することができたのですが、有難いことに、その際の講師の真摯さや講義内容などに一定の評価をいただき、さらに本年の同講習会でも昨年に引き続き講師のご依頼をいただきました。

当委員会といたしましては、このような



網走会場



室蘭会場

講習会講師に留まらず、今後も機会あるごとに、空き家や所有者不明土地問題等の専門家としての行政書士を様々な手法を駆使して広くアピールしてまいりたいと思つて いますが、それには会員の皆様のご支援・

き続き講師のご依頼をいただきました。

令和3年8月6日、今年度第1回目の空き家等対策委員会に、開発局の日出課長補佐、花尻係長、木龍職員の3名をお招きして打合せを行い、タイトルを「北海道行政書士会の空き家及び所有者不明土地問題等に関する取組みについて」、会場は昨年から一部変更した旭川、室蘭、網走、札幌の4カ所、講習会資料は昨年度使用したテキストに新たな実績や関連する最新情報等を加筆し、変更点について修正を加え、更に充実した内容の改定版を作成して用いること等を決定し、委員会後さつそく準備に取り掛かりました。

そして迎えた当日、講師を務める各委員は、この基本テキストの他に、独自の補足資料等を加えるなど工夫をこらし、それぞれ気分も新たに今年度の講習会に臨みました。関係機関や団体等の参加者、特に自治体の担当者に講師の思いが十分に伝わったようで、終了後に、美幌町及び津別町等から空き家無料相談会の開催やセミナーの講師依頼のご相談をいたぐなど、次に繋がる一定の成果を得ることができました。このよう

な反応は、いわゆる□コミ等で広がることが多く、今後にも大いに期待ができると考えております。

当委員会といたしましては、このようないい反応は、いわゆる□コミ等で広がることが多く、今後にも大いに期待ができると考えております。

当委員会までご一報いたりますと幸いです。

これからも、各支部や会員の皆様のお力添えをいただきながら、なお一層精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻の程何卒よろしくお願ひ申し上げます。



旭川会場



札幌会場

【各会場の参加人数他(開催順)】

参加人数	講師	日時	会場
32名	佐藤 聰 委員	令和3年10月19日	旭川会場
16名	澤田 淳一 委員	令和3年10月26日	室蘭会場
25名	佐藤真希子 委員	令和3年11月10日	網走会場
57名	所村 武彦 副委員長	令和3年11月24日	札幌会場

注 意

職務上請求書の取扱いについて

職務上請求書使用確認委員会

最近、他単位会にて発生した職務上請求書の使用に関する不祥事
案件や本会における使用方法や保管について、幾つかご注意いただきたいことをお知らせいたします。

○職務上請求書は、行政書士が行政書士法
第1条の2及び第1条の3の業務を遂
行する上で必要な場合に限り使用でき
ます。

会員各位におかれましては、戸籍法、
住民基本台帳法、行政書士法の趣旨を十分に理解され、日行連の「職務上請求書
の適正な使用及び取扱いに関する規則」
「記入要領」「ガイドライン」及び本会の
「職務上請求書取扱規則」に従い、適正に
使用されるようにお願いします。
(日本行政・2021.11 No 5 88 P9
参照してください。)

○職務上請求書は、必ず払出しを受けた会
員が使用してください。
昨今、他の単位会で、会員が職務上請
求書の横流しを行っている事が発覚し、
行政書士が職務上請求書の使用を禁止
されることにつながりかねない様な事
件が有りましたので、そのような事の無
いように十分に注意して取り扱うよう
にしてください。

○職務上請求書は、前述の行政書士業務に
必要な場合に限り使用してください。

○官公署窓口での職務上請求書の提出は、
必ず会員本人または行政書士法施行規
則第4条の使用人行政書士、行政書士法
施行規則第5条の補助者が行ってくだ
さい。

以上、会員各位におかれましては、職
務上請求書を正しく使用・保管を行つ
てください。
会員一人一人の行為が、他の会員の迷
惑行為とならない様、十分にご注意くだ
さい。

例えば、単なる相続人調査は行政書士
業務ではありませんし、依頼者から正当
な理由のない、第三者の住民票及び戸籍
謄本等の請求のみの依頼を受けた場合
等、行政書士業務以外の目的で職務上請
求書を使用してはなりません。

○職務上請求書の使用時において、窓口等
でやむを得ず訂正する場合は、二重線で
訂正し、職印にて訂正印を押印すること
を徹底してください。

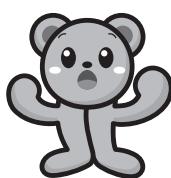
職務上請求書の「控」は、提出した請
求書と同じ物として確認するため、職印
の押印・訂正印等提出した請求書と同
等にして保管してください。
二重線での訂正箇所が多くなったこと
により、職務上請求書の書き直しを窓
口で求められた時には、新たな職務上請
求書を使用し、書き直し分はホチキス等
で「控」に留めてください。

○職務上請求書は、会員各位が適切に保管
してください。
職務上請求書は、会員の間はもとより
退会(死後退会も含む)まで確実に保管
してください。
職務上請求書は、使用済みとなつてか
ら2年間の保存義務があります。ただし
し、保存期間が過ぎた場合や廃業する場
合であつても、表紙に確認印のないもの
は勝手に破棄しないでください。
退会時には、払出しを受けている職務
上請求書(未使用・使用中を問わず)を
返戻していただきますが、紛失したり盜
難にあつた等お手元にない時には、管轄
警察署に盗難届出書または遺失物届出書
を提出していただき、後、本会会長宛て
に理由書・経過説明書を提出していただ
く事となります(死亡退会時の場合は、
相続人にその手続きをお願いします)。

○他事業を兼業してい
る会員は、業務の内容
に応じて、各事業発行
の職務上請求書を使
用してください。

当委員会の金崎和子委員が執筆した
特集原稿、「第24回ビジュアルに特徴が
あり過ぎるその名は「あんこう」…」が
「全国あんこうサミット」を主催する北
茨城市観光協会の新人教育の資料とし
て採用されています。

あんこうの生態や吊るし切り、あんこ
うを使った料理などを解説しています。
ぜひ、ご一読ください。



新人教育の 研修資料として採用!



http://www.sss-p.com/kaiho/tokushuarchives/tokushu_24.pdf

令和3年度 第1回新入会員研修の実施について



札幌出入国在留管理局長
石崎勇一氏を表敬訪問

申請取次行政書士管理委員会
担当副会長 成田真利子

令和3年11月15日(月)から同17日
(水)までの間、札幌市中央区北4条西3
丁目1番地北海道建設会館9階大会議
室において、令和3年度第1回新入会員
研修が開催されました。

三日間で合計56名の新入
会員が参加しました。研
修では、行政書士として
必要な職業倫理等のコン
プライアンス研修をはじめ
、建設業、風俗営業や自
動車関係の許認可、国際
業務、相続、遺言、法人設
立、会計記帳などの各専
門分野について、身に付
けておくべき関係法令に
についての要点や基本的な
手続きの流れなど、行政
書士会のベテラン講師に
による講義が行われまし
た。また、北海道警察本部
から外部講師を招き、い
つ自分の身に降りかかる
かもしれない不当要求へ
の対応方法やサイバー空
間の実態などについての
講義も行われました。出
席した会員は、皆新たな
決意を胸に、真剣な眼差

しで講義に聞き入っていました。本研修
の開催に当たっては、新型コロナ対策に
万全を期し、徹底した検温や消毒等を
行って実施しましたが、参加した会員の
皆さんの協力等もあって、
滞りなく全日程を終える

ことができました。外は寒
風が吹きさぶ中、会場は
参加した会員の皆さん
熱氣で溢れていました。参
加した会員の皆さんお疲
れ様でした。



警察本部捜査第四課 丸山学課長補佐



北海道行政書士会 菊地淳史副会長



警察本部サイバーセキュリティ対策本部 林克芳対策係長

令和3年9月21日(火)、申請取次行政
書士管理委員会の原田和子委員長、菊地
利夫副委員長、尾埜善久委員と成田真利
子担当副会長は、出入国在留管理局札幌
出入国在留管理局長 石崎勇一氏を表
敬訪問しました。

9月1日付けで着任された石崎局長か
ら、札幌出入国在留管理局の現状につい
ての説明に続いて、日頃の入管業務に關
わる申請取次者としての行政書士が果た
している役割についての評価と今後への
更なる協力への期待のお言葉をいただき
ました。コロナ禍において、様々な問題に
直面する在留外国人の方々への支援の必
要性を改めて再認識しました。

また、入管への在留資格認定証明書交
付申請等の電子申請について話題にな
り、行政機関におけるデジタル化への対
応に向けた協力要請もいただきました。
事前登録が必要であり、年一回の報告義
務がありますが、申請取次行政書士の皆
様には是非、電子申請の導入に向けたご
検討をお願いします。

現在、北海道内には300名を超える
申請取次行政書士が札幌出入国在留管

理局に届け出を行っています。今後も、
業務へのコンプライアンスの重要性を
強く意識していただき、日々の業務にお
いては細心の注意を図りつつ、いかなる
場合にも不正な行為には絶対に関わる
ことがないようにご留意いただくよう
お願いします。

申請取次行政書士管理委員会は、今後
も引き続き会員の皆様に業務関連的情
報提供を行いつつ、適切な注意喚起を
図つて参ります。

（申請取次行政書士管理委員会からのご報告）
「札幌出入国在留管理局と本会との意見交換会の設置」

この度、札幌出入国在留管理局（以下
「札幌入管局」という。）と本会との意見
交換会を設けることになりました。

第1回の会合には、宮元仁会長、成田
眞利子副会長、嶋田不二雄業務部長、原
田和子申請取次行政書士管理委員長、深
林恭広外国人サポートセンター長、尾埜
善久申請取次行政書士管理委員会委員

が参加の予定です。

札幌入管局の担当者と本会の国際部
門の担当者との意見交換を通じて、申請
取次業務の円滑な遂行に資することを
目的とします。

なお、今後実施する意見交換会の結果
につきましては、改めて会員の皆様にご
報告します。

令和3年度 北海道地方協議会 報告



令和3年9月17日 帯広市北海道ホテルにおいて北海道地方協議会が開催されました。

日行連からは、常住豊日行連会長（東京会名誉会長）、高尾明仁日行連副会長（大阪会名誉会長）、本会からは、吉村名誉会長、宮元会長はじめ常任理事会構成員、平賀監事、宮澤十勝支部長、佐藤十勝副支部長、圓尾十勝支部業務研修部長が出席しました。

常住日行連会長より、会議冒頭に日行連の当面の諸課題及び事業についてご報告がありました。

以下、令和3年度事業計画～新しい時代に向けて新たな行政書士制度を切り拓く～より一部要約

1 活動理念 “そうだ、行政書士に相談しよう！”

- ・地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が生活圏にいる。事業者の営みに寄り添う、正に身近な良き相談相手として、地域に必要不可欠で有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにします。
- ・“国民の権利利益の実現”に寄与します。



常住日行連会長



宮元会長

2 基本方針

- ・デジタル化など変容する社会と行政手続きに即座に対応し、法律専門職として社会的地位の向上を図ります。
- ・デジタル社会においても、まずは行政書士に相談することが全国標準となるように注力します。
- ・“3つの共生”を掲げて、地域住民に愛され、期待される活動の基礎をつくります。

- ①地域との共生 ②役所との共生 ③他士業者との共生

本会役員との意見・情報交換では、デジタル化によるデジタル化加速の影響・システム申請、行政書士制度広報月間における監察活動、次の法改正に向けて政策提言等、闘争を行われました。

以下、北海道会からの質問・要望に対する日行連の回答（令和3年9月17日現在）



会議の様子



日行連・本会参加者

令和3年度北海道地方協議会（北海道会）からの意見・要望事項

〈回 答〉

(又は 意見 要望)	デジタル庁発足による行政デジタル化の加速と各種許認可申請における行政書士による代理申請の展望について
概要	<p>①各省庁・自治体に対し個別に行われている許認可申請について、デジタル庁による統一されたシステムに即して行うようになるのか、それとも、各省庁・自治体がそれぞれシステム構築を行い、個別に申請を行うこととなるのか。</p> <p>②建設業許可・経審に関して、国土交通省は令和4年度から独自の申請システムを構築しgBizIDによる申請者及び代理人の認証を行う方式を用いる計画のようです。このシステム案では、『代理人による申請について、行政書士の場合は行政書士証票を添付させ、その他の代理人については、業として行っていないことを誓約させる』とされていますが、「業として行っているか否か」は容易に判別がつかないものと思われ、無資格者による代行が横行することも懸念されます。この点については、『代理人は行政書士に限る』として頂きたいと考えますが、国土交通省と日行連との間で摺合せなどは行われていますでしょうか。</p> <p>③各種電子申請がgBizIDによる認証方式を取ることが主流となった場合には、G-IDを利用できる場面が限られてくると思われますが、今後のG-IDの取扱いについて何か検討されていることがありますでしょうか。</p> <p>④建設業以外の許認可についても、電子化のスケジュールや方式、代理人として行政書士のみが認められているか否かといったことなど、電子化における行政書士による代理申請の展望について判明している範囲でご教示下さい。</p>
回答	<p>①行政手続デジタル化の過渡期であるため、現時点では断定的なことは申し上げられませんが、いただいたご質問については、現在、デジタル庁を中心に各省庁から情報を収集しているところです。なお、オンライン化からデジタル化への移行期においては現状の各省庁のシステムは継続される模様ではありますが、今後のデジタル庁の動きによっては、現状のシステムもその都度改修されていくことも予想されます。</p> <p>②ご質問の件については、国土交通省との打合せの中で、代理人を行政書士に限る等の対応はできないかと要望をいたしましたが、業として行っていない一般の代理申請は法律上制限されておらず、そこを制限して行政書士しか代理申請できないようにすることは難しいとの回答がありました。しかしながら、チェック欄にチェックすれば申請ができる現在のシステム案では、ご指摘のように無資格者による代理申請が横行することが懸念されるため、非行政書士の排除の方策を検討し、国交省に申し入れることを予定しております。</p> <p>③法人登録の電子認証等における手続においてG-IDの利用が他の手段に置き換わるといった情報はこれまでのところ把握していません。また、各種電子申請における本人確認手段としてのG-IDについて、その機能に关心を寄せる省庁もありますが、電子申請システムへの実装を具体的に検討しているという情報には接していません。G-IDの可能性についても、引き続き関係省庁からの慎重な情報収集に努めてまいります。</p> <p>④農林水産省のeMAFF（共通申請サービス）については、代理申請を行う申請代行者のためのチェック項目があり、令和4年度中には約3000ある手続きをすべてオンライン化する方向で進められています。また、出入国在留管理庁の在留申請オンラインシステムにおいて、オンラインシステムにログインするための認証IDについては、現状、受入機関ごとの付与とされておりますが、出入国在留管理庁へ要望・働きかけを行った結果、今後、行政書士・弁護士については固有の認証IDを付与できるようシステム改修が行われており、令和3年度末を目処に運用が開始される予定とされています。</p> <p>また、一般貨物自動車運送事業に係る手続についても令和7年度をめどにgBizIDを利用して全ての手続をオンライン化する予定という情報もあり、これより協議を進め、要望等も行ってまいります。</p>

令和3年度北海道地方協議会（北海道会）からの意見・要望事項

〈回 答〉

<p>(又は 意見 要望)</p>	<p>「行政書士制度広報月間における監察活動について」について</p>
<p>概要</p>	<p>令和3年8月6日付け日行連発第571号の「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施についてにおいて、今年度の重点活動項目が昨年度と同様に、「都市計画法関係業務」とされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※上記「行政書士制度広報月間」における監察活動実施についての一部抜粋</p> <p>今年度については、継続性の観点から昨年と同様に「都市計画法関係業務」を重点活動項目とし、非違事例の総量的把握という手法による調査を推奨いたします。本調査の主眼は、一般予防的意味に重点を置いた監察活動であり、非違事例の総量的な把握という手法を梃子として外部に注意を喚起することを目的しています。</p> </div> <p>このことに関連して、次の3点についてご回答いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①継続性の観点からとのことだが、昨年度に続き今年度においても、「都市計画法関係業務」を重点活動項目と位置付けた、より積極的な理由について ②昨年度の調査結果及び今年度の調査結果から導き出される成果を、今後の監察活動に具体的にどのように活用していく考え方 ③各単位会が抱える事情や状況は種々である中で、全国統一した監察活動に係る重点活動項目を決定する際の具体的な判断基準や要素について
<p>回答</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>重点活動項目は、行政書士業務の柱となるような分野を中心に考えて決定しています。また、決定した項目については、単位会での継続的な調査を推奨するため、これまで2年単位での実施をお願いしていました。</p> <p>前年度、重点活動項目とした都市計画法関係業務については、把握している範囲では過去に一度も調査した経緯はなく、関連する分野として農地法関係業務についての調査を行ってまいりました。都市計画法関係業務も農地法関係業務と同様に、非行政書士の関与が比較的多いとも聞き及んでおり、報酬額統計等からも読み取れるように業務規模的にも行政書士業界への影響が大きいと思われることから、選定する運びとなりました。</p> <p>これまで、各単位会が実施した監察活動における調査結果は、文書で各単位会にご提供してまいりました。今後、行政書士法違反行為の防止において各単位会での行政書士排除の有効な取組事例を紹介するなど、効果の期待できる施策も検討してまいりたいと存じますので、各単位会におかれましても、調査協力・情報提供等へのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

令和3年度北海道地方協議会（北海道会）からの意見・要望事項

〈回 答〉

(又は 意見 要望)	「『常住豊のめざすもの』中の 1-(1)-④『他人の財産を管理する規定を明確化します』」について
概要	<p>各種相続手続の中で、行政書士には、金融機関に対する預貯金等の相続手続きを業とすることが認められているが、財産管理は認められてはいない。</p> <p>一方、司法書士は金融機関への預貯金等の相続手続きは行い得ないものの「遺産承継業務」としては金融機関に対する相続手続きを行い、更にその管理まで行い得ることが法律（司法書士法施行規則第31条）で担保されている。</p> <p>将来的には、行政書士としても、遺産承継業務（広義の意味で財産管理）が法律で担保されることを願うが、常住会長が法改正を目指す項目の一つとして挙げている「他人の財産を管理する規定を明確にします。」について、具体的にどのような管理を想定されているのかご教示いただきたい。</p> <p>※参考資料①「常住豊のめざすもの」、②司法書士法施行規則第31条</p>
回答	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>弁護士法人、司法書士法人の行う相続関係業務については、法務省令に財産管理、成年後見等を法定業務として全く同じ文言で列挙されています。</p> <p>こちらは、直接的には法人の業務範囲に関する規定ですが、個人の弁護士、司法書士においても法定業務であると読むことができます。</p> <p>一方、行政書士法及び同法施行規則には同様の規定は存在しません。</p> <p>規定がないからできないというのが一般的な解釈ではありますが、そもそも行政書士法は、制限されていないものは何でもできるという構成になっており、財産管理も成年後見も行政書士の業務範囲であるというのが総務省の見解でございます。</p> <p>しかし、総務省は文書での回答を出していただけないため、伊藤庄吉制度調査室顧問らが、総務省から聞いたという内容で日本行政に記事を掲載した経緯がございます。</p> <p>それでも、現状、一部の金融機関や裁判所は、明文がないとして、当該業務を行政書士が業として行うことを認めていただけておりません。そこで、例示列挙の形式で、かつ総務省令で良いので（本来は行政書士法に規定したいところですが）、明記してほしいというのが、「他人の財産を管理する規定を明確化」の意味になります。</p> <p>貴会のご質問は「具体的にどのような管理を想定されておられるのか」ということですが、「どのような財産管理」を想定しているのかという意味であれば、相続財産管理、成年被後見人等の財産管理を想定しており、金融機関や裁判所等の誤解を解消する狙いがございます。</p> <p>本会としては、法改正を含めた行政書士業務の維持発展のための各対応について、皆様のご理解を得ながら推進してまいる所存ですので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

令和3年度北海道地方協議会（北海道会）からの意見・要望事項

〈回 答〉

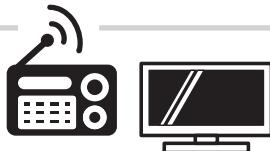
(又は 意見 要望)	「民泊制度運営システムにおける代理人の電子署名による電子申請・届出について」について
概要	民泊制度運営システムで電子申請・届出を行う際に、行政書士の電子署名による電子申請・届出ができるよう取り組みをお願いしたい。
回答	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご要望の件については、従前より、観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室へ、行政書士の電子証明書による電子申請ができるようにとの要望を行っており、平成31年3月11日の規制改革推進会議第12回行政手続部会において、観光庁より、行政書士が代理で届出をする際に電子署名の代理入力欄を作る等の改善を行うことを検討するとの回答がありました。</p> <p>しかしながら、平成31年度予算でシステム改修のための予算が付かなかったとのことで計画が白紙に戻っており、その後も引き続き行政書士の代理入力欄の創設を要望しておりますが、いまだに前向きな回答はいただけていない状況です。</p> <p>直近では、令和3年9月8日に観光庁を訪問し、あらためて行政書士の代理入力欄の創設を要望いたしましたが、現状のシステムの構成上、代理人のID/PWというものを想定しておらず、今までのデータベースの他に、代理人用のデータベースを新たに構築する必要があるとのことでした。そのため、代理入力欄の設置にはシステムの大幅な改修が必要で、莫大な金額がかかることから、システムの置き換え等のタイミングではないと難しいとの回答がありました。</p> <p>引き続き、行政書士の電子署名による代理入力欄の創設へ向けて要望していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p>

メールマガジン登録について

本会ホームページの会員ログイン後、下の「メールマガジン登録フォーム」より登録を行ってください。「会員向けページ」へのログインは、ユーザー名が会員証に記載の「会員番号」の4桁の数字、パスワードが「登録番号」の8桁の数字になっています。

The screenshot shows the 'MEMBERS | 会員' page with the URL 'HOME > 会員 > メールマガジン登録'. The registration form has the following fields:

- キーワードを入力
- 会員
- 研修・イベントカレンダー
- メールマガジン登録
- メールマガジン登録
- お名前
- 所属支所
- 会員番号
- 連絡先電話番号
- メールマガジン送信先アドレス
- メールマガジン送信先アドレス (内入力)
- 登録する



新CM放送開始!!

～北海道行政書士会ラジオCM収録立会のため、HBCへ行ってきました!～

令和3年11月30日、午前11時30分から佐藤 彩アナウンサーによるラジオCM収録がスタート。音楽に声が被らないよう、また余裕をもって時間内に収めるなど、秒単位の収録はさすがでした。5分もかからずに終了。プロですね!

道内初の民放「北海道放送株式会社」として、昭和26年11月30日にHBCが誕生してから本日でちょうど70年。収録日は偶然にも70周年記念日と重なりました。同じ地で、同じ年月を歩んできた北海道行政書士会。ともに長い歴史を感じます。

みなさまにお届けするこのCMを通じて、行政書士が一人でも多くの方に周知されることを願っております。

CM放送時間帯お知らせ

HBCラジオ「人生相談」毎週火曜・金曜日11:00～11:20内 20秒CM

HTB「イチオシ! 1部」毎週木曜日15:45～16:45内 30秒CM「結婚の挨拶篇」



HBC受付



佐藤彩アナウンサー



収録風景



HBC社屋8階からの風景



令和3年度 全道監察広報担当者会議の報告



令和3年度全道監察広報担当者会議 次第

*日 時：令和3年9月10日（金）13：30～16：30

*場 所：北海道行政書士会館 2階研修室

*出席者：宮元会長、菊地副会長

医王田法規監察部長、羽賀副部長、池田理事（ZOOM）

丹羽理事（兼根室支部監察広報、ZOOM）

酒匂広報部長、橋本副部長、紺野理事、森武理事

[支部担当者]

札 幌：長島 靖子 函 館：黒島 しのぶ 小 尊：成田 幸隆（欠席）

空 知：中野 善隆（ZOOM） 旭 川：中井 薫（ZOOM） 綱 走：成田 樹（ZOOM）

室 蘭：土井 伸 苦小牧：秋山 充（ZOOM） 日 高：湯川 剛（ZOOM）

十 勝：渡部 亮介（ZOOM） 鈴 路：小川 朋子（ZOOM）

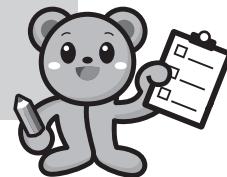
令和3年度全道監察広報担当者会議が、9月10日本会2階会議室で開催されました。一部支部担当者、本会関係役員はZOOM参加となりました。

事前に行いました監察広報に関するアンケートをもとに、各支部担当者から新型コロナ禍における広報月間の活動計画、監察広報活動等について闇達な意見情報交換が行われました。ZOOM参加の支部担当者・本会関係役員からも映像・音声が入り、臨場感ある会議になりました。

本会これからの広報のあり方として、マスメディアを使った行政書士制度のピーアール、会報表紙の写真使用、ホームページ検索の充実等の要望があり、今後の広報部活動の参考にさせていただきます。

以下、事前全道12支部監察広報アンケート集計報告

令和3年度全道監察広報担当者会議 12支部広報・法規監察アンケート



■広報部（%は各支部におけるメール登録会員数の割合）

支部	広報月間	行政書士記念日	会員情報ツール	無料相談会	社会貢献事業	たくまくん着ぐるみ	広報部への要望
札幌 56%	各市役所、区役所 石狩振興局官公庁、 関連団体等60か所 一部郵送 課題：行政書士制度 への理解協力が薄い 訪問先	記念日事業 予定 ・業務内容展示		毎月第3水曜日に 支部無料相談会 北海道行政評価 局へ相談員派遣 いきいき健康福 祉フェアで予定	札幌市へ奨 学金 子どもや若 者への支援 その他検討 中	コロナ禍 で使いに くい（飛 沫・汗）	会報発送作 業について、 作業を就労 支援事業所 へアウトソー シングでき ないか。
函館 16.2%	例年渡島檜山管内の 自治体、関係官庁、商 工会等をコロナのた め今年度はすべて郵 送 課題：キャンペーン効 果は不明確	オンライン 相談会	ホームページ 会報	支部主催は未定 北海道行政評価 局の依頼があれ ば相談員派遣予 定（予約制） 函館市の委託「暮 らしの法律手続 き相談」毎月第一 火	未定	なし	なし
小樽 76%	訪問せず 課題：行政書士の知 名度	無料相談会	なし	支部10月15日予 定 北海道行政評価 局おそらく中止	なし	なし	なし
空知 50%	例年管内市町村役 場、農業委員会へポ スター等掲示依頼の ため訪問 今年はコ ロナ禍のため10月上 旬に郵送予定	セミナー・無 料相談会開 催予定	数年前郵送の み 現在会員に合 わせて郵送・ FAX・メール で。ホームページ、 メルマガ 予定なし。	広報月間・行政書 士記念日に開催 予定をコロナ禍中 止 行政書士記念日 は未定。	行政書士記 念日にセミ ナー開催予 定		
旭川 47%	コロナ禍のため、官 公署への訪問取り止 め、郵送。 9月～10月広報月間 中に官公署等へ120箇所程度	今後のコロ ナ感染状況 を勘案し検 討する。	・会報4回 ・HP ・Facebook 道会ホームページの閲覧 制限につい NEWS PICKUUP TOPICS 処分事例の公 表の基準につ いて	無料相談会毎月 第2火曜日はコロ ナ禍拡大防止の ため中止。 今後状況をみて 再開を検討する。 北海道行政評価 局「一日合同相談 所」例年10月開 催今年度は不明	「市民講座& 無料相談会」例年11 月3日（文化 の日） たくまくん 文庫 10か所 児童センター	現時点で は活用予 定なし	
網走 47%	道、市町村長、農協、 警察署 農業委員会、運輸局、 商工会議所 コロナ 影響により活動が十 分に行えない。 感染予防対策の徹底 した活動	無料相談会 の実施 北見市・網走 市・紋別市・ 遠軽町 コロナ感染 症拡大状況 によっては中 止	支部だより年 2回 希望する会員 にはPDF化し メール配信 ホームページ 活用し情報提 供	2月22日行政書 士記念日に開催 コロナによる感 染拡大前は毎年 北見市で一日合 同行政相談所へ 支部会員派遣	無料相談会 開催時に行 政書士業務 の周知に役 立つグッズ ヲ制作し 配布 令和3年度 は開催未定	特になし	コロナ禍に おいて広報 活動、特に對 面活動は難 しいが、広告 媒体による 宣伝、特に通 年TV広告、 ラジオ広告 に力が入れ てほしい。

■広報部（%は各支部におけるメール登録会員数の割合）

支部	広報月間	行政書士記念日	会員情報ツール	無料相談会	社会貢献事業	たくまくん着ぐるみ	広報部への要望
室蘭 92% %	各市町村の総務課にポスター掲示依頼。各市町村商工会議所への訪問、ポスター掲示の依頼。胆振総合振興局、室蘭、伊達警察署、室蘭運輸支局への訪問	イベントなし 室蘭モルエ、伊達イオンでのPR活動	会報年3回発行 会員のツールとして会員92%超のMLアドレスを通じて情報発信ホームページあり	毎月第2あるいは第4土曜日に各市町村で無料相談会開催 今年度も北海道行政評価局主催の相談会に出席予定	該当なし	予定なし	特になし
苫小牧 58% %	管内市町役場および関係機関 課題：スペースの関係で貼っていただけない場所もある。	毎月の無料相談会の宣伝広告を苫小牧民報に掲載予定	FAXとメール(希望者)に送付 ホームページは更新が滞っている メルマガ配信予定なし。	毎月第3土曜日に支部主催相談会開催 行政評価局相談会に会員1名派遣予定広報月間に社労士会共催(イオンモール苫小牧)社労士会が辞退したので理事会で協議中	コロナ感染症の状況を鑑み実施するか考案中	コロナ感染症が落ち着いたらイオンモール苫小牧での広報で使用したい。	ターゲットポスターに支部連絡先をシール等に入れられるようにしてほしい。
日高 57% %	関係機関訪問広報新聞広告 日高報知新聞 暑中見舞・年賀・行政書士記念日の3回延べ5回 各町広報誌に広告掲載 日高管内7町中5町の広報紙に掲載予定(1町6千~15千円前後) 支部ホームページ運営・活用 会報発行	日高報知新聞 R4.2/15~21までに3回広告する	会報(年2~3回) HP メーリングリスト	なし	なし	なし	会報編集に敬意 表紙は写真とし、会員から公募が良い。 ホームページは検索機能の充実が望まれる。 メルマガは購読会員数増が必要か
十勝 35% %	十勝管内の役場・農業委員会・商工会・建設業協会・農協等	広報月間 無料電話相談 10月20日 (水) 13時~16時	支部だより電子化	令和4年2月22日 行政書士記念日 無料相談会予定	開催予定無し	無し	無し
釧路 77% %	無料相談10月18日開催 本会が行う行政書士制度強調月間に連動して行政機関等へポスター・パンフレットを配布 訪問先は釧路市役所、釧路町、釧路総合振興局、釧路商工会議所その他、団体を予定 課題：訪問をいかにその後の連携等に結び付けるか。	行政書士記念日に無料相談会を予定	支部会報年3回発行 支部ホームページの会員用ページ、メールにおいて業務に関する情報提供、注意喚起を行う。	支部主催無料相談会を広報月間(10月18日)と行政書士記念日前後に開催予定 支部ホームページにて、無料相談会開催案内など釧路支部活動について市民への周知を図る。	特になし	特になし	特になし
根室 33% %	今期の監察広報活動はコロナ感染拡大に鑑み、官庁訪問はせず郵送にて対応する。	予定なし	なし	予定なし	予定なし		

■法規監察部

支部	監察活動	監察案件	官公庁における 非行政書士への警告机上版 設置の反応	法規監察部への要望
札幌	ネット上で行政書士業務についてのキーワード検索（非行政書士が業として行っているものがないか）	自動車登録業務について ・民間企業のHP「当社ではこうした手続きを全て代行可能です」の記載 ・民間企業の求人「自動車登録業務」（自社所有自動車に関するものであれば問題ないと思われる）	建設指導課 ○ 札幌市関連 ×	
函館	例年、行政書士制度広報キャンペーン10月と併せて渡島・檜山管内の関係機関への訪問及び地元行政書士と意見交換し、非行政書士活動排除に関する啓発活動を実施する 今年度はコロナ禍のため訪問せず郵送対応	七飯町農家、知り合いの紹介の男性に農地法3条許可申請等（他に契約書、税務申告書類）を依頼し百万円以上の法外な報酬請求された相談が支部にあった。 男性は無資格者、農家は報酬支払わないまま、男性からも連絡ない。	・八雲警察署、函館運輸支局、農業委員会には設置ずみ ・その他の警察署については北海道警察本部から通達があれば設置する回答 ・例年は広報キャンペーンの際に訪問し設置状況を確認している。概ね見やすい箇所に設置されている。	なし
小樽	なし	なし	確認できません。	なし
空知	例年広報月間に各市長村等訪問の際、注意喚起しているが、本年はコロナ禍により文書で依頼する予定。	把握している案件はなし	依頼した官公庁は特に問題なく対応していただいている。	特になし
旭川	広報月間、支部ホームページ等を通じて行政書士制度の啓発及び非行政書士による違背行為の防止を図る。	現時点では、確認されていない。	支部管内の振興局、旭川運輸支局では看板設置の協力をいただいているが、他の官公署での協力いただくことが難しい。	
網走	行政書士制度広報月間に広報活動と兼ねてポスター・パンフレットを配布し、非行政書士排除する目的として行政機関への協力を要請	0件	・胆振総合振興局、各市町村では机上看板は設置済み ・警告机上看板設置の反応は、都度遭遇しない限りそれを確認することは不可能です。	特になし
苫小牧	ポスター掲示の際、会長名の協力文書を配布	特になし	警察の窓口では、スペースの都合で置くことができないと断れた。	特になし

■法規監察部

支部	監察活動	監察案件	官公庁における 非行政書士への警告机上版 設置の反応	法規監察部への要望
日高	なし	なし	L型看板～各町に行き届いている。さらに町役場に対する監察広報の見地から必要なものがあれば対するのかは答かではない。	特になし
十勝	広報月間に合わせ、関係団体に情報提供を依頼する。	無し	令和元年11月時点で十勝管内の農業委員会窓口・運輸支局等12か所設置済み。設置に関し概ね快諾いただいている。	無し
釧路	・釧路市内街頭放送(時事タイムス放送社依頼1日8回)による行政書士制度の市民への周知を図っている。行政書士の取扱業務の宣伝とともに、非行政書士が業務を行うことは法律違反になる旨、放送している。 ・行政書士制度強調月間のポスター等配布、訪問に合わせて、必要に応じ非行政書士行為に対する注意喚起の書面を配布。	特になし	特になし	特になし
根室	引き続き官庁への協力要請及び連携を図り対応を続けていく。 (振興局、農業委員会、警察等関係各所)	なし	設置協力を頂いている官公署には、引き続き設置して頂くようお願いし快諾を得ている。 看板未設置である管内関係各所のうち、中標津警察署についてのみ看板未設置であるが、現状設置困難と思われる。	なし





広報月間 各支部報告



旭川支部

広報担当 中井 薫

旭川支部では、例年9月から10月にかけて支部管内の官公署等訪問（約120カ所）及び月例第2火曜日「くらしの無料相談会」を実施しておりましたが、昨年から新型コロナウイルスの感染は拡大と縮小を繰り返しており、今年度の支部理事会において、支部管内の感染状況、ワクチン接種状況及び感染防止対策等を勘案し、広報月間の活動について検討を重ねた結果、官公署等への訪問を自粛し、広報月間ポスター等の広報資料の郵送にて対応いたしました。

また、「ぐらしの無料相談会」についても、例年ご高齢の相談者が多く、相談者及び相談員への感染防止、並びに「まん延防止等重点措置区域の指定」及び「緊急事態宣言の実施区域指定」となった場合は、無料相談会の会場として利用している公民館が臨時休館となることから、自粛することとなりました。

今後、感染拡大の第6波が懸念されており、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな支部活動に取り組んでいきたいと思います。

網走支部

広報担当 成田 樹



無料相談会の様子

網走支部では広報月間の活動として、北見地区・網走地区・紋別地区・遠軽地区の各理事事が分担して4地区の官公署・関係団体等を訪問し、行政書士制度への理解とご協力をいただき、ポスターとパンフレットの掲示等を依頼しました。

また、今年度は「安心した」という言葉をR効果、知名度向上につなげたいと思いま

す。

今後、感染拡大の第6波が懸念されており、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな支部活動に取り組んでいきたいと思います。



無料相談会の様子



交通安全運動の様子

小樽支部

広報担当 黒田 隆之

例年は無料相談会も実施していましたが、今年は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ中止としました。2月の行政書士記念日には無料相談会を開催できるよう準備をして、行政書士業務を多くの方に知つていただけるよう、活動に努めたいと考へております。

パンフレットの掲示等を依頼しました。また、昨年に引き続き、公務員から行政書士への登録の説明もあわせて行いました。

小樽支部

広報担当 黒田 隆之

10月15日（金）10時～15時に長崎屋小樽店1階の公共プラザにおいて、市民向けの無料相談会を開催しました。当日は、2名の会員が相談員となり、19件の相談がありました。相談内容は、遺言・相続に関する相談（13件）、各種契約に関する相談（2件）、その他（4件）に関する内容でした。

行政書士業務以外の内容は、他の適切な専門家に相談していただくよう、ご案内しました。

行政書士業務以外の内容は、他の適切な専門家に相談していただくよう、ご案内しました。

また、例年通り、無料相談会を10月18日に釧路市役所防災庁舎にて開催し、6件の相談がありました。

開催にあたっては、釧路市の広報誌や釧路新聞への広告掲載並びに釧路支部ホームページへの開催案内の掲載等を通して周知を図りましたが、来場者へのアンケートでは、ほとんどが広報誌や釧路新聞を見て相談会開催を知ったとのことででした。飛込みやインターネットを通じてという方はなく、紙媒体による周知が効果的だといえる結果となりました。

相談内容は、全てが遺言・相続の案件で、市役所という場所柄もあってか、需要のある分野には顕著な傾向が見られました。

釧路支部

広報担当 小川 朋子

ウイルスの影響が懸念されておりましたが、現状として収まっていることもあり、例年どおりの相談者になりました。行政書士業務を多くの方に知つていただけるよう、広報に努めていきたいと思います。

今後も感染対策を徹底しつつ、行政書士業務を多くの方に知つていただけるよう、広報に努めていきたいと思います。

札幌支部

広報担当 長島 靖子

札幌支部では、10月8日に支部事務局前道路にて、行政書士会の法被を着用し交通安全運動を行い、HBCラジオの取材を受けた。併せて、10月11日から17日までHBCラジオにてCMを流し、行政書士制度をPRした。また、10月15日から17日にかけて、一般社団法人北海道成年後見支援センターとともに無料相談を行い、3日間で31名の相談者が訪れた。

官公庁や関連団体への広報活動としては、今年も約80か所の官公庁や団体を訪問する活動を行うこととしたが、コロナ禍でもあり、訪問ではなく郵送としてほしい場合は対応する旨を伝えたところ、約半数が郵送となつた。

訪問では、5か所の農業委員会及び11の警察署に非行政書士排除の看板を持参し設置を依頼した。訪問先からは、終活セミナー開催依頼や農地法手続きに詳しい行政書士リストについての問合せがあり、今後対応をしていく予定である。



無料相談会の様子

広報月間 各支部報告



空知支部

広報担当 中野 善隆

空知支部では、例年広報月間の活動としまして、9月末から10月上旬にかけて支部管内の振興局・市町村等関係機関25箇所を訪問し、行政書士制度について理解を深めていただきましたため、ポスターの掲示等協力依頼するところがありますが、本年も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、郵送にて対応することとしたしました。

本年も支部の広報活動ができておらず、新聞広告等に掲載するのみとなつております。行政書士記念日あたりには、コロナ対策を徹底し無料相談会等を開催できるよう協議していくたいと思います。



ラジオ出演の様子

十勝支部

広報担当 渡部 亮介

令和3年度広報月間における監察活動は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各団体への訪問はせず、ポスター等の広報作成物を郵送するにとどめました。例年開催している無料相談会は中止としましたが、コミュニティFMの「FM WI NG（おひる市民ラジオ）」に出演し、行政書士制度の周知を図り、あわせて無料電話相談会を開催しました。

苦小牧支部

広報担当 秋山 充

苦小牧支部は、毎年10月に行っている無料相談会を合同主催者の社会保険労務士会日胆支部と協議し、中止といたしました。理由は言わずもがなのコロナ感染症で、特定多数の人が訪れる会場を予定していたので、中止の判断をいたしました。

しかし、毎月行っている行政書士会くら

しの無料相談会は、10月も6件の相談があり盛況でした。こちらは、最大50人収容の部屋で、換気とアルコール消毒をしながらの相談会となりました。

内容は、遺言・相続、不動産の贈与と最近話題の家族信託でした。公共施設内で人通りがあるわけでもないで、苦小牧支部では欠かせない行政書士心残りがある無料相談会となつてしましました。

来年こそは、たくまくんで人だかりを作りたいと切に願っております。

根室支部

広報担当 丹羽 大地

根室支部では例年、広報月間の活動として支部管内の市役所、町役場、金融機関、振興局、保健所、商工会等の関係各所を訪問し、行政書士制度へのご協力とご理解をお願いし、ポスターとパンフレットの掲示を依頼しておりましたが、今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、全て郵送で対応することとなりました。コロナ禍ということもあり、支部としての活動が中々できない状況ではあります

が、支部会員が増えたこともあり、今後は無料相談会等で地域の方々に行政書士を知つていただけるような活動を行っていきたと考えております。

現在、新型コロナウイルスの感染は落ち着いておりますが、第六波の感染拡大に警戒しながら、引き続き行政書士の役割について地域住民の方々に理解を深めていたくとも、関係各所と協力しながら行政書士制度の普及・進展に努めていきたいと思います。

し、宮元仁会長からの依頼文にもとづき趣旨説明の上、

ポスターの掲示とパンフレットの設置を依頼した。「公務員から行政書士に」のパンフレットについては、役場人事担当課に配付のうえPRを依頼した。函館支部では例年10月にかけて、渡島・檜山管内の官公署等へ出向き、ポスターやリーフレットを配付するなどの広報キヤンペーン活動を行っておりましたが、今年度は昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、直接の訪問は控え、すべて郵送にて対応することとなりました。

また、今年度は、生理用品無料配布プロジェクトを行っている団体への寄贈や、2月の行政書士記念日事業として、フードバンクへの食品等の寄贈を現在企画しております。

函館支部

広報担当 山崎 英雄

函館支部では、本年度の広報月間中の活動として、昨年同様消毒等の感染対策を徹底したうえで、支部管内の各市役所、町役場、警察署、農業委員会、社会福祉協議会、陸運支局、各商工会議所および商工会その他官公署等を訪問して、行政書士制度のご理解とご支援のお願いを行い、併せて広報月間のポスターの掲示と会員名簿やパンフレット等の備え置きをお願いしました。各訪問先からは快いお返事を頂ぎ、同時に、行政書士制度に対する理解を深めて頂くことが出来たと考えております。



レ・コード館

室蘭支部

広報担当 窪田 則道

室蘭支部では、本年度の広報月間中の活動として、昨年同様消毒等の感染対策を徹底したうえで、支部管内の各市役所、町役場、警察署、農業委員会、社会福祉協議会、陸運支局、各商工会議所および商工会その他官公署等を訪問して、行政書士制度のご理解とご支援のお願いを行い、併せて広報月間のポスターの掲示と会員名簿やパンフレット等の備え置きをお願いしました。各訪問先からは快いお返事を頂ぎ、同時に、行政書士制度に対する理解を深めて頂くことが出来たと考えております。

新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、今後も、行政書士制度の普及・非行政書士への対応および関係団体との連携を行つてまいります。

新入会員



はしづ まさあき
橋 津 正 晶

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市北区あいの里2条7丁目
11番12号
TEL.011-577-1925
FAX.011-577-1925

コメント

神奈川会より移転して来ました。札幌での開業は長年の夢でありましたので、地元貢献と更なる自己実現を目指し精進して参ります。行政手続きのデジタル化に关心があります。



みなみ けんじ
南 賢治

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市豊平区美園8条2丁目3番1号
パークタウン美園102号室
TEL.050-5891-0208

コメント

この度、様々なご縁や機会により開業するに到りましたが、行政書士業務は全くの未経験です。日々勉強し、経験も積み重ねていきたいと思っております。何卒よろしくお願ひいたします。



みやした まゆみ
宮 下 牧 弓

旭川支部 2021年9月1日入会
事務所 富良野市未広町9番5号
TEL.0167-56-7345

コメント

地域の皆様に安心して相談していただける存在になるよう、日々精進してまいります。ご指導のほど、よろしくお願ひいたします。



にわ ともひろ
丹 羽 智 弘

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市西区宮の沢1条2丁目8番-2
アンソレイエ宮の沢103号
TEL.080-5349-3577
FAX.011-351-2934

コメント

何かと暗い話題が多い昨今ですが、明るく頑張っていこうと思います。よろしくお願ひいたします。



もちづき だいすけ
望 月 大 輔

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市北区新琴似5条1丁目5番4号
ピュアホワイト102号室
TEL.070-4125-5912

コメント

平成元年生、札幌市出身、映画と音楽と写真撮影が好きです。フットワークの軽さを業務に生かしたいです。



あらき さとし
荒 木 智

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市白石区平和通8丁目北3条
27号
TEL.011-676-4623
FAX.011-676-4623

コメント

33年間のサラリーマン生活を経ての開業となります。1からのスタートとなりますが、何卒よろしくお願ひいたします。



なかむら けんじ
中 村 健 二

旭川支部 2021年9月1日入会
事務所 旭川市豊岡3条8丁目4番17号
TEL.0166-35-1826

コメント

令和2年3月に旭川市消防本部を定年退職し、この度行政書士としての業務に挑戦することになりました。各会員の皆様、よろしくお願ひいたします。



かんの しげる
菅 野 茂

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市中央区宮の森1条15丁目
5番12-103号
TEL.090-6871-0092

コメント



おおと たかこ
大 戸 宣 子

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市中央区大通東4丁目4-43
ベニーレ大通東ビル3階
TEL.090-5951-6121

コメント

試験合格から6年程経ち、子育てがひと段落したので自分自身の新たな挑戦に踏み出すことにしました。ご指導よろしくお願ひ致します。



やました きよかず
山 下 喜 世 一

札幌支部 2021年9月1日入会
事務所 札幌市東区東苗穂12条2丁目
20番10号
TEL.011-792-3606
FAX.011-792-3606

コメント

これまでの経験が活かせるのか不安ですが、人との係わりが大好きな持ち前の人間力で精一杯努力する所存です。

新入会員



にたどり よしたか
似鳥能尊

札幌支部 2021年10月2日入会
事務所 札幌市北区北9条西4丁目7番4号
エルムビル8階B3号室
TEL.070-8398-6037

コメント

何事も最初の一歩から。誰かのために価値ある行動を心掛け、頼りがいのある行政書士になれるよう頑張ります。



たかち やすゆき
高地保之

函館支部 2021年10月2日入会
事務所 函館市桔梗2丁目29番39号
TEL.0138-34-7703
FAX.0138-34-7704

コメント

10月2日付で入会させていただきました。ご指導の程、よろしくお願ひいたします。



かしわぎ しょういち
柏樹正一

小樽支部 2021年10月2日入会
事務所 虻田郡倶知安町北三条東二丁目
6番地1
TEL.0136-22-0875

コメント

このたび、小樽支部所属で税理士資格要件によって登録を賜りました。どうぞよろしくお願ひいたします。



まつしげ ようこ
松重陽子

札幌支部 2021年11月1日入会
事務所 札幌市北区北30条西2丁目2-6
TEL.090-9759-7862
FAX.011-556-1473

コメント



わたなべ まさひと
渡邊雅人

札幌支部 2021年11月1日入会
事務所 札幌市手稲区富丘5条4丁目
3番20号
TEL.011-215-9483

コメント

行政書士坂の上事務所を開設いたしました渡邊雅人です。依頼者の方から信頼される行政書士をめざします。



かわぐち まこと
川口真

根室支部 2021年10月2日入会
事務所 標津郡標津町南六条西四丁目
4番6号
TEL.090-3891-4873
FAX.0153-82-3309

コメント



てらお けんいち
寺尾賢一

函館支部 2021年10月2日入会
事務所 函館市中島町2番18号
てらお荘1階右
TEL.0138-76-9296

コメント



たかさか かつひこ
高坂克彦

札幌支部 2021年11月1日入会
事務所 札幌市中央区北8条西15丁目28番地
PLACE桑園102号
TEL.080-6092-1389
FAX.011-351-2658

コメント

行政経験により登録いたしました。多様化するお客様のご要望にお応えできるよう精進してまいりたいと思います。



まやま なつき
真山奈津希

空知支部 2021年11月1日入会
事務所 岩見沢市8条西18丁目24番地
TEL.0126-35-1408
FAX.0126-35-1375

コメント

北海道行政書士会に入会いたしました真山奈津希です。日々誠実に職務に励む所存です。どうぞよろしくお願いします。



たくまくんコラムで紹介した
YouTube「北海道行政書士会
チャンネル」はコチラです。



事務局 年末年始閉局のお知らせ

12月29日(水)～1月3日(月)

会議開催状況 <10~11月>

(一部抜粋)

〈常任理事会・理事会・支部長協議会〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第6回常任理事会	令和3年 10月 22日	2階研修室	(1)報告事項・日行連関係・各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項・令和3年度事業計画の推進について・その他当面する課題について (3)その他
第7回常任理事会	令和3年 11月 22日	2階研修室	(1)報告事項・日行連関係・各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項・令和3年度事業計画の推進について・その他当面する課題について (3)その他
第2回理事会	令和3年 11月 25日	ホテルライフォート	(1)報告事項・日行連関係・各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項・令和3年度事業計画の推進について (3)その他

〈委員会等〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第7回行政書士登録調査委員会	令和3年 10月 1日	2階研修室	登録調査(新規:4件、変更:7件)
第2回会費納入促進委員会	令和3年 10月 8日	2階研修室	①滞納整理状況について ②会費の納入案内について ③行政書士登録調査委員会との連携について ④その他
第4回経理部会	令和3年 10月 8日	4階会議室	①会務日当等の支払について ②旅費細則の問題点の検討について ③施行規則の会費の延納の減免に関する規定について ④事業協同組合について
第2回对外広報推進委員会	令和3年 10月 8日	2階研修室	①对外広報誌(Le vent)第2号の発行について ②youtube等を利用した広報活動について ③その他
第7回70周年記念事業委員会	令和3年 10月 12日	1階会議室	①70周年事業、記念誌について
第3回法規監察部会	令和3年 10月 15日	帯広市	①報告事項 ②協議事項 ③その他
第7回申請取次行政書士管理委員会	令和3年 10月 18日	2階研修室	①申請書審査 ②申請取次行政書士数 ③その他
第5回戦略推進部会	令和3年 10月 19日	2階研修室	①終活業務対策委員会構成員について ②法教育WGについて ③カレンダー作成について ④その他
第3回広報部会	令和3年 10月 19日	1階会議室	①SNSの利用について ②本会HPの改善点について ③各委員会の役割について ④予算と業者について
第7回会報・ホームページ委員会	令和3年 10月 25日	1階会議室	①会報について ②たくマガについて ③その他
第8回行政書士登録調査委員会	令和3年 11月 1日	2階研修室	登録調査(新規:6件、変更:5件)
第5回経理部会	令和3年 11月 9日	4階会議室	①東京行政書士協同組合の活動状況等の調査報告について ②長期会費滞納会員への対応について ③施行規則の会費の延納の減免に関する規定の修正内容について ④その他
第8回70周年記念事業委員会	令和3年 11月 10日	1階会議室	①70周年記念講演、70周年記念誌について
第8回会報・ホームページ委員会	令和3年 11月 12日	1階会議室	①会報について ②たくマガについて ③その他
第2回建設業相談員対応委員会	令和3年 11月 15日	2階研修室	①業務資料案について ②新規登録者養成研修について ③その他
第1回全道建設業相談員業務執行責任者会議	令和3年 11月 15日	2階研修室	①今年度の執務について ②次年度の要望 ③新規登録者養成研修について ④その他
第3回对外広報推進委員会	令和3年 11月 19日	2階会議室	①对外広報誌(Le vent)第2号の発行について ②youtube等を利用した広報活動について ③その他
第7回申請取次行政書士管理委員会	令和3年 11月 19日	1階会議室	①申請書審査 ②申請取次行政書士数 ③その他
第9回会報・ホームページ委員会	令和3年 11月 29日	1階会議室	①会報について ②たくマガについて ③その他
第2回空家等対策委員会	令和3年 11月 30日	2階研修室	①令和4年度夕張・栗山・由仁との合同空家無料相談会について ②空家信託への取組みについて ③近隣の自治体と合同での無料相談会について



今号の小嘶 広報部 CORNER

理容遺産認定 「旧山本理髪店」

広報部 副部長 橋本 奈津子

理容遺産とは、全国理容生活衛生同業組合連合会が認定する理容関連遺産のこと。遺産を保存し、次世代に伝えることを目的とした文化的価値の高い理容室が受けるものです。全国にわずか10件しかないこの遺産の中に、1986年（昭和61年）まで札幌の円山で営業していた「旧山本理髪店」が認定されています。ユネスコの世界遺産（文化遺産）に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」以外の知られざる北海道の遺産として、先日テレビで放送されました。現在は、当時の雰囲気そのままに「北海道開拓の村」に移築、復元されており、木造2階建て洋風建築のお洒落な建物です。大正から昭和にかけて、貴重な理容文化を残していることが認定を受ける決め手になったようですね。

理容の歴史とは、いつから始まったのでしょうか。理容の歴史年表によると、理容はエジプトから始まり、理容業としては中世ヨーロッパ時代にスタート、当時の理容師は何と外科医も兼ねていたようです。



理容室と聞くとイメージするのが、細長い円柱形の回転看板「サインポール」ですね。サインポールは、当時外科の手術で使用されていた赤い棒に、白い包帯が巻きついた姿が原形になったといわれています。諸説ありますが、17世紀以降、外科医は赤白、理容師は青というように色分けされ、現在の三色の縞模様になったようです。

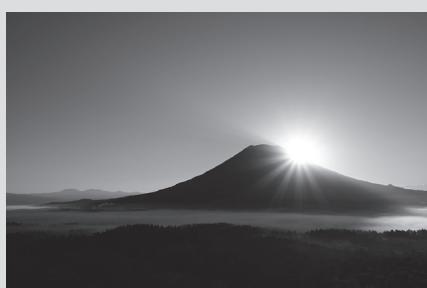
古代エジプトの「髪を切る」という神聖な行いを始まりとした美容・理容の技術は、今日飛躍的に向上しています。いずれはAIの時代を迎え、ロボットに髪を切ってもらう日が来るのでしょうか。いつの日か、現在の理容室の形は未来の博物館の中になり、昔はこういう時代だったのだといわれるときが来るかもしれません。

今号の写真

撮影日 / 2021年10月13日

撮影場所 / ニセコ町

札幌支部 / 赤塚明美会員提供



写真提供者の言葉

天気も良く雲海も発生しそうだったので早起きして待機していました。ホテルの窓から羊蹄山と雲海と朝日のコラボが見られた事は、心に残るいい思い出となりそうです。

表紙写真 募集!



会員の皆さんから、北海道の風景写真を募集します！10MB程度の風景写真画像をストレージサービスを利用して提供してください。詳しくは事務局までお問合せください。

次号の予告

※内容が変更になる場合があります。

ODR模擬調停開催のご報告

第2回理事会開催について

新春セミナー・賀詞交歓会

ご逝去 ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

札幌支部	3234番	山田憲彦	去る令和3年8月31日にて永眠（享年73歳）
苫小牧支部	5816番	合田信之	去る令和3年9月26日にて永眠（享年68歳）
札幌支部	5150番	森本恭寛	去る令和3年10月23日にて永眠（享年56歳）
旭川支部	3255番	登坂秀照	去る令和3年10月18日にて永眠（享年93歳）

編集後記

厚岸でウイスキーを蒸溜している厚岸蒸溜所と江別でクラフトビールを醸造しているノースアイランドビールがコラボしたビールを飲みました。ウイスキーの樽で1年以上熟成させたビールには、ウイスキーの香りが移り、スマモーキーでまろやかな甘い香りが特徴的でした。今度は、この樽を使ってウイスキーを仕込むそうで、1年以上ビールが入っていた影響が、ウイスキーにどのような変化をもたらすのか楽しみです。人とのつながりも良いように影響し合い、変化しながら熟成するものでありたいと思いました。（紺野裕和）

久しぶりに近くの温泉に行ってきました。寒くなると身体が温まっていいですね。最近はサウナブームですが、私はブームになる前からサウナに入るようになりました。最初は熱さに慣れませんでしたが、サウナに入り水風呂に肩まで入った後の爽快感はクセになります。サウナ好きの中ではよく「整う」といいますが、この「整う」には水風呂は欠かせません。温かいサウナと冷たい水風呂へ交互に入ることで交感神経が刺激され、血流がよくなり陶酔感を得られ「整う」となるそうです。年末年始は例年食べ過ぎてしまうので、サウナに入って身体を整えたいと思います…。（中野善隆）

祭日(23日)の昼下がり、観たい番組もないのにテレビの前に座り込みザッピングをしていた。似たような番組が並んでいる。いい加減テレビを消して…と思った時に落語が耳に入ってきた。学生時代、落語が好きで日曜に一部屋でラジオの落語を聞いていた。「クスッ」と笑っていた。思わず画面を覗ると「新人落語大賞」と題し若手翰家6人が古典落語をそれぞれの持味で演じていた。面白かった。久しく落語から遠ざかっていたが古参も若手もみなそれぞれの持ち味で同じ轍もまた違っているのがいい。折しも明日「行政書士制度70周年記念公演三遊亭円楽独演会」が開催される。楽しみだ。（金崎和子）

いよいよ冬がやってきました。冬の楽しみはスキーくらいしかないのでですが、もう少し何か楽しみが欲しいと思っています。冬山登山でもやろうかと考えたりもしますが、遭難しそうなので二の足を踏んでしまいます。冬キャンプも悪くないですが、暖房をどうしようかとか色々考えてしまます。薪ストーブを買うならテントもそれにしなくてはいけないし、それでもあれば石油ストーブにしたほうが楽かな、等々。いずれにしてもお金がかかるので、お財布と相談しつつ考えます。懐事情も寒くなりそうな気がします。（藤原誠一郎）

最近しゃぶしゃぶにハマっています。色々な野菜と肉を、色々な味のタレと共に食べます。ですので、食べ方は無限にあります。なんてバリエーションの豊富な食べ物なのでしょう。週1回食べても飽きないです。一番のお気に入りは、ごま坦々のスープに、マロニーちゃんと入れるやつです。もしくは、お餅なんかもイイですね。締めに麺を入れるのもいいです。よく考えたらお肉じゃなくて野菜とか、脇役が好きかもしれません。ご一緒にてくれる方いたら是非！（小田麻紀）

自宅の床とクロスを全て張り替えました。9日間、大量の家具を移動しては戻しの毎日で結構な労力でしたが、張り替えた後の見違えるような美しさは感動的でした。壁がきれいになるとカーテンの古さが目に付いて、今度はカーテンを新しくする予定です。カーテンの次は…？きりがない（笑）。（大滝祐子）

そろそろ旅に出たくなりました。日本にはたくさんの絶景がありますが、その中でも兵庫県にある、天空の城「竹田城跡」に心奪われます。日本のマチュピチともいわれる通称「竹田城」は、標高353メートルの山頂にあり、国の史跡にも登録されている貴重な城跡です。例年秋頃、条件を満たしたときにだけ現れる真っ白な雲海。その中に浮かぶ古城跡の姿は幻想的で、自然の美しさに圧倒されるようですね。竹田城跡へのアクセスは、麓の町から山の中腹迄を繋ぐ天空バスが便利ということで、現実とかけ離れた異次元の世界を、私も体験したいです。（橋本奈津子）

運動不足になりがちな冬。体を動かそうと毎年何とか行くのがスケートです。小学校四年生の時、道東に引っ越して、生まれて初めて挑みました。体育の授業では学年で私一人だけが四つん這いで、皆に爆笑され、泣きながらリンクにいた記憶があります。それでもコツコツと、始めは物につかまって立つ、次にスケートの刃は浮いていて靴の横で手放しで立つ、その次は刃で立つ、その後は歩く、滑るというようにして、ヒトの四足から二足歩行への進化のように、翌年には進化して二足で滑れるようになりました。今年もコツコツと進化していきたいと思います。（菊池栄仁）

昨年は、一昨年に引き続き、新型コロナウイルスの脅威に怯える一年でした。今年の春には落ち着くのではと言っている学者の先生がいらっしゃいました。確かに日本国内では、落ち着いてきたのかなと思うのですが、海外に目を向けると、ヨーロッパの方ではまだまた感染が拡大している国があります。報道をみてると、ほとんどの方がマスクしてないです。びっくりです。日本では、「もうマスクしなくていいですよ」と言われても、外れない人の方が多いのではないでしょうか。むしろ、私は外せなくなってる気がします。マスクだと、お化粧もアイメークだけでいいし、楽だなと思ってしまっています。（草嶋里香子）

多機能型炊飯器か電気圧力鍋か、どちらを選ぶべきか思案中の今日この頃。電気圧力釜黎明期は、「業界」らしきものが存在して本旨に反する使用に抑制的だったが、最近は、電気圧力鍋が短時間で芯までふつくらお米が炊けると謳う一方、炊飯器も煮物、パン、ケーキや低温調理もできますと切り返す。遠慮なく相手の本丸に斬り込む仁義なき世界になっている。そして、ついにというべきか、大手メーカーから炊飯と調理の1台2役の家電が発売されるに至った。調理家電の未来は如何に？（高橋一壽）

2022.新年. 第347号 ● 令和3年12月25日発行

発行人：宮元仁

編集人：紺野裕和

発行所：北海道行政書士会

印刷所：株式会社スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1-6

北海道行政書士会館

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

総会員数		前年同月比	前月比
1,914 (個人 1,885・法人 29)		+16	-2
男性	1,697	女性	217

令和3年11月末現在

取引銀行	北海道銀行本店	(当19116)
	北洋銀行本店	(普0742651)
	北洋銀行札幌南支店	(普0570344)
	北洋銀行本店	(普0389444)

振替口座 02730-0-8224番



お知らせ

令和4年 新春セミナー 賀詞交歓会

開催日時 令和4年1月28日(金) 13:30~17:00(受付13:00~)

開催場所 「パークホテル」(札幌市中央区北1条西6丁目 011-261-5311)

※詳細につきましては、後日お知らせいたします。

行政書士制度70周年記念公演 ～スタッフの一日～



スタッフ総出で
記念品の封入作業

記念品



会場の設営

菊地副会長の
閉会の挨拶



記念品の贈呈

14:00 共済ホール集合

スタッフミーティング
会場の設営
配布する記念品の封入



検温チェック

16:45 15分早めに開場

検温チェック
アルコール消毒
座席券の再発行
会場への誘導



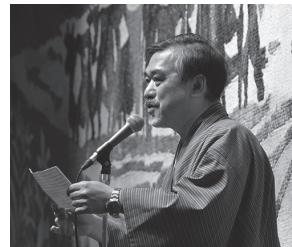
座席券の再発行



会場への誘導

17:45 開演

宮元会長による開会の挨拶
～本番 開演中(6ページ参照)～
花束の贈呈



宮元会長の開会の挨拶

19:00 閉会

菊地副会長による閉会の挨拶
記念品の贈呈



円楽師匠に花束の贈呈
楽大師匠にも



スタッフ全員の集合写真



北海道行政書士会

最新電子会報10~12月掲載
<http://www.sss-p.com/kaiho/>



HP <https://www.do-gyosei.or.jp>

E-mail gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>

